

CO-SEI REPORT 2023

大阪厚生信用金庫 ディスクロージャー



会長 中村 龍男



理事長 大出 重光

【ごあいさつ】

皆さまには、平素より大阪厚生信用金庫に格別のご愛顧をいただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和4年9月9日に創業100周年を迎えました。

創業100周年という記念すべき日を迎えられたことは、地域のお客さまからの温かいご支援とご協力の賜物であると、役職員一同、感謝申し上げます。

当金庫は引き続き、中小企業への安定的な資金提供や、お取引先企業に対する各種経営支援といった使命を果たすべく、地域密着型金融の推進に積極的に取り組んでまいります。

昨年度の世界経済を振り返りますと、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で世界的なエネルギー価格・食料価格の高騰、各国の金融引き締め等による景気後退懸念と経済を取り巻く環境に厳しさが増しました。

一方、国内経済はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあり、民間需要の緩やかな持ち直しが見られました。今年度においても物価高による下押しはあるものの、賃金上昇を追い風に回復が続くと思われます。また、令和7年には万博の開催も控えており、関西地域の更なる活性化と地域経済の発展が期待されます。

このような中、当金庫の業績は、「預金積金残高」は前期比682億円増加の1兆6,504億円、「貸出金残高」は前期比20億円増加の7,070億円になりました。

収益面では、本業の収益を示す「コア業務純益」は168億円、「実質業務純益」は121億円、「当期純利益」は78億円になりました。

金融機関の健全性を示す指標である自己資本比率は12.19%と引き続き高い経営の健全性を維持しております。

今年度は、中期経営計画「“夢・愛・熱” 経営力日本一の実現」の最終年度であると同時にさらなる成長への第一歩を踏み出す大事な一年です。「相互扶助」の理念のもと、お客さまと地域社会に貢献するとともに、質・量の両面において自らも大きく発展する経営を実現することを目指してまいります。そして101年目となる今年度は、より一層地域の皆さまの信頼と信用にお応えできるよう、役職員一丸となって努力を重ねていく所存でございます。今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

会長 中村 龍男

理事長 大出 重光



◆◆経営理念◆◆

- ① 自己責任の原則の下に、バランスのとれた夢のある堅実経営を実践する。
- ② 地域金融の使命を自覚し、地域社会の繁栄に貢献する。
- ③ 明るく、自由闊達な金庫風土を醸成し、高い倫理観と責任感をもった職員を養成する。

◆◆当金庫の考え方◆◆

地域金融機関たる信用金庫の本業は、金融という経済の血液とも言える事業を通じて、地域の経済発展、生活・文化レベルの向上に寄与することと考えています。その為には、まず自らの経営体質を強化し、安定した経営基盤を築く努力が必要です。そして、地域の住民の皆様や事業者の方に対し、新たな預金・融資商品の提供等、種々の金融サービスや地域貢献活動により、地元への還元を図ります。

私たちは、信用金庫の特性を生かし、当金庫経営理念に基づく経営を目指しています。

◆◆目指す当金庫の姿◆◆

「相互扶助」の理念のもと、お客様と共に地域社会の発展に資する「強固な経営基盤を持つ地域金融機関」を目指す。

当金庫の概要 (令和5年3月末現在)

・商号	大阪厚生信用金庫
・本店所在地	大阪市中央区島之内1丁目20番19号
・創立	1922 (大正11) 年9月9日
・出資金	39億8,630万円
・会員数	9,634名
・店舗数	29店舗
・常勤役員数	596名

Contents

会長・理事長ごあいさつ……………	1	個人情報保護について……………	33
経営理念・金庫概要……………	2	「お客さま本位の業務運営方針」に関する宣言…	35
こうせいのあゆみ……………	3	主な事業のご案内……………	36
当期の事業について/財務ハイライト……………	5	各種手数料のご案内……………	37
こうせいの取組み……………	9	リスク管理体制について……………	39
金融仲介機能のベンチマークの活用……………	16	信用金庫について……………	40
コンプライアンスについて……………	29	総代会制度について……………	41
金融ADR制度への対応等について……………	30	組織体制について……………	44
当金庫の「マネー・ローンダリング及びテロ資金 供与対策」に関する取組について……………	31	■ 資料編……………	45

こうせいのあゆみ

大正11年	9月	産業組合法に基づき「大阪厚生信用組合」として大阪市北区木幡町に開業
昭和26年	10月	信用金庫法により「大阪厚生信用金庫」に組織変更
昭和48年	1月	本店を大阪市南区(現中央区)清水町から日本橋に新築移転
平成19年	12月	大阪市東淀川区に上新庄支店開設
平成20年	5月	寝屋川支店が店舗新築(リニューアル)、新店舗にて営業開始
平成20年	8月	大阪府と連携した環境配慮型定期預金「こうせいエコ定期 わかば」の販売開始
平成21年	11月	天下茶屋支店が大阪市西成区千本南に移転
平成21年	11月	大阪市北区天神橋に南森町支店開設
平成23年	3月	大阪市生野区中川に生野支店開設
平成23年	11月	大淀支店が旧福島支店を統合し、大阪市福島区鷺洲2丁目に新築移転
平成24年	3月	大阪市西区阿波座に西区支店開設
平成24年	10月	大阪市城東区関目に関目支店開設
平成25年	7月	鶴見支店が大阪市鶴見区浜4丁目に移転
平成25年	10月	大阪市北区梅田 大阪駅前第1ビルに梅田支店開設
平成26年	9月	大阪市阿倍野区阿倍野筋 あべのルシアスに阿倍野支店開設
平成26年	11月	西田辺支店が大阪市住吉区万代東1丁目に新築移転
平成27年	3月	深江支店が大阪市東成区深江北1丁目に新築移転
平成27年	10月	吹田市豊津町に江坂支店開設
平成27年	12月	守口南支店を門真支店と名称変更し門真市殿島町に新築移転
平成28年	7月	針中野支店が大阪市東住吉区湯里2丁目に新築移転
平成28年	11月	堺市堺区甲斐町東に堺支店開設
平成29年	12月	大阪市住吉区我孫子に我孫子支店開設
平成30年	11月	羽曳野支店を藤井寺支店と名称変更し藤井寺市小山に新築移転
平成31年	3月	大阪市淀川区新北野に十三支店開設
令和元年	11月	八尾市本町に八尾支店開設
令和 3年	1月	大阪市天王寺区上本町 うえほんまちハイハイタウンに上本町支店開設
令和 3年	2月	四条畷支店が店舗新築(リニューアル)、新店舗にて営業開始
令和 3年	10月	茨木市竹橋町に阪急茨木支店開設
令和 4年	3月	本店を大阪府中央区日本橋から島之内に新築移転
令和 5年	7月	豊中市中桜塚に豊中支店開設

新店紹介

令和5年7月 豊中支店新設オープン

住 所	大阪府豊中市中桜塚3丁目2番33号
電話番号	06-4866-5410
最寄り駅	阪急宝塚線「岡町駅」徒歩8分



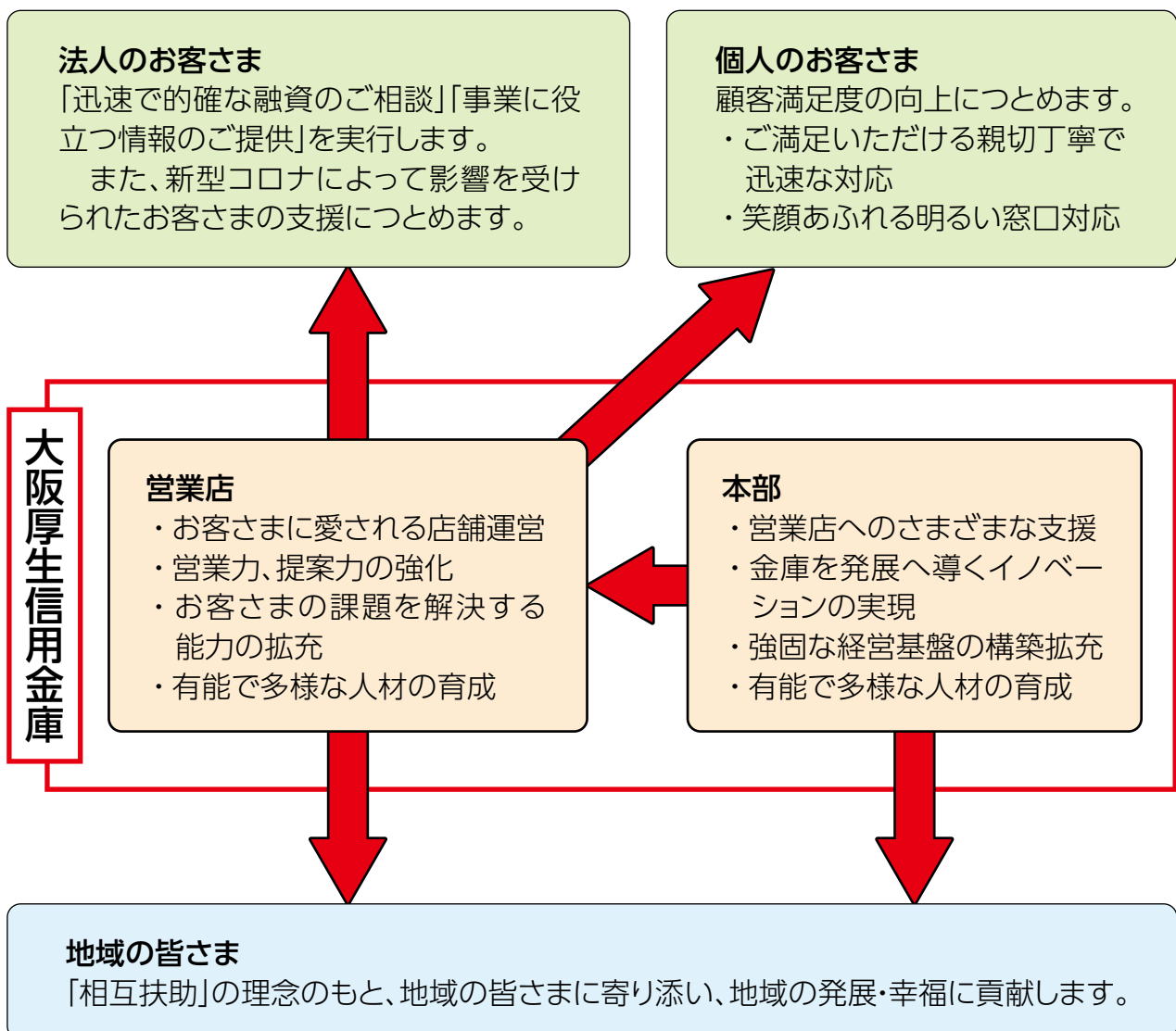
当金庫のスローガン

“夢・愛・熱” 経営力日本一の実現

※当金庫は2022年度に創業100周年を迎えました。
本中期経営計画の3ヶ年の内に、職員全員が一丸となって業務改革を進め、収益力日本一、経営効率日本一を目指します。

目指す当金庫の姿

「相互扶助」の理念のもと、お客様と地域社会に貢献するとともに、質・量の両面において自らも大きく発展する経営を実現します。



令和4年度(2022年度)財務ハイライト

最近10年間の主要経営指標の推移

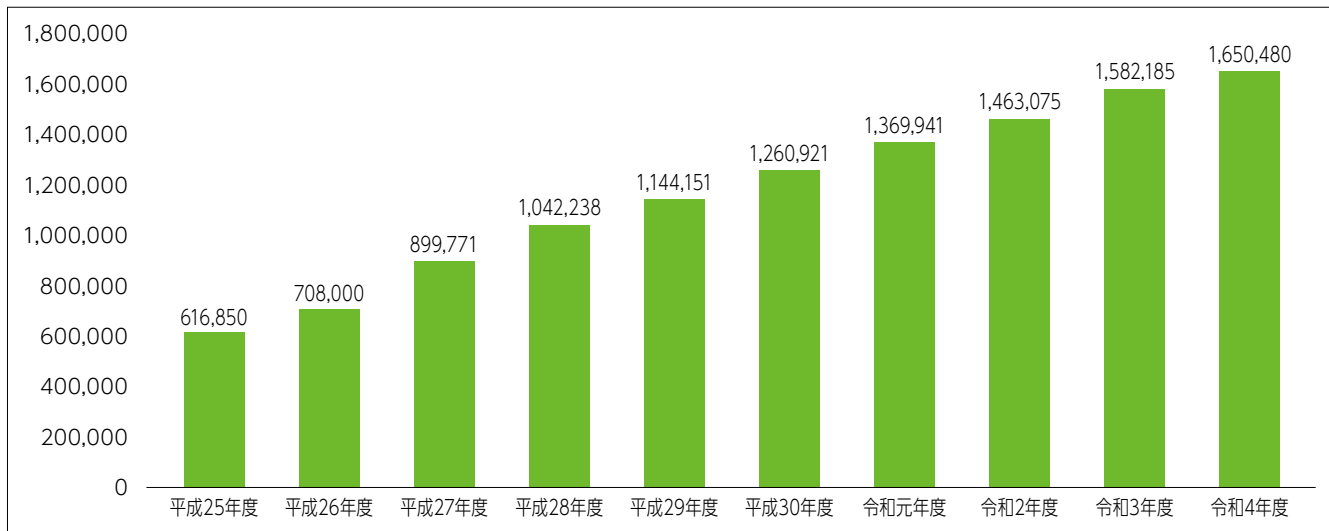
(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
預金積金残高	616,850	708,000	899,771	1,042,238	1,144,151	1,260,921	1,369,941	1,463,075	1,582,185	1,650,480
貸出金残高	311,206	361,906	414,083	476,861	514,635	542,328	605,284	676,230	704,989	707,033
有価証券残高	129,997	211,384	279,406	309,024	357,866	376,220	367,195	407,717	441,230	299,213
純資産額	30,126	40,589	50,858	54,822	65,748	75,215	73,942	93,315	98,731	104,004
総資産額	653,398	756,014	960,100	1,106,510	1,222,178	1,346,257	1,454,659	1,568,010	1,692,541	1,764,955
コア業務純益 ^(注)	5,453	7,254	8,878	9,888	11,303	12,605	14,411	17,407	16,991	16,896
経常利益	7,432	9,638	12,223	9,702	15,010	13,277	12,272	13,021	14,134	10,657
当期純利益	5,178	6,922	8,715	6,883	10,785	9,671	8,763	9,485	10,197	7,888
自己資本比率	9.17%	9.26%	9.45%	9.34%	9.87%	10.62%	10.34%	10.79%	11.19%	12.19%

(注) コア業務純益は、国債等の債券売却損益や一般貸倒引当金繰入などの特殊な要因による影響を除いた、信用金庫の実質的な収益力を示す収益指標です。

預金積金残高推移

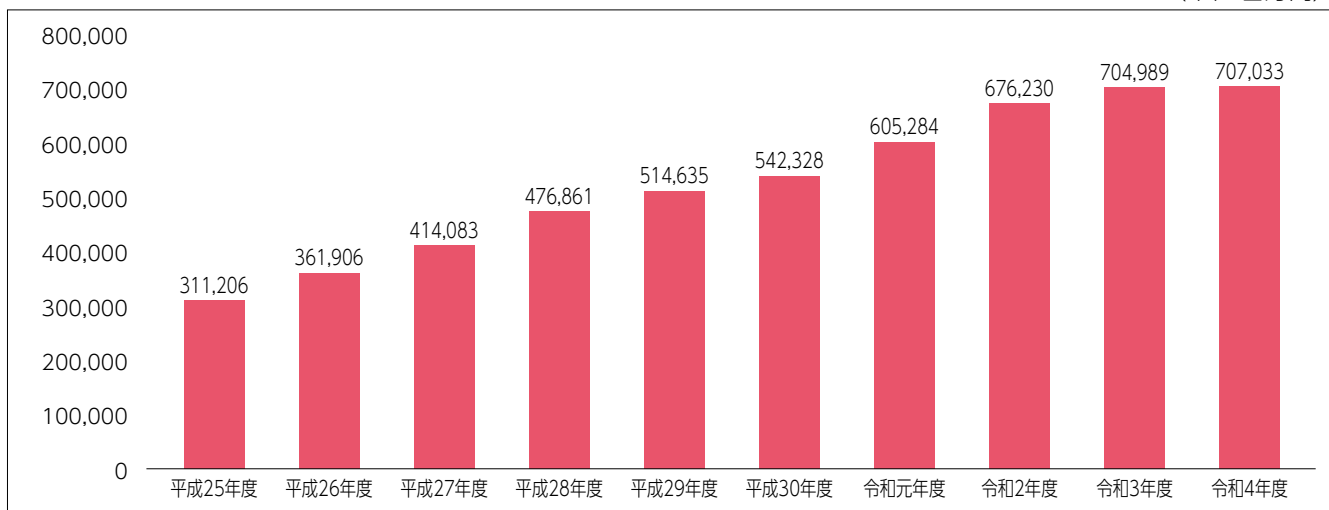
(単位:百万円)



◆ 令和4年度の預金積金残高は、令和3年度に比べて682億円増加し1兆6,504億円となりました。

貸出金残高推移

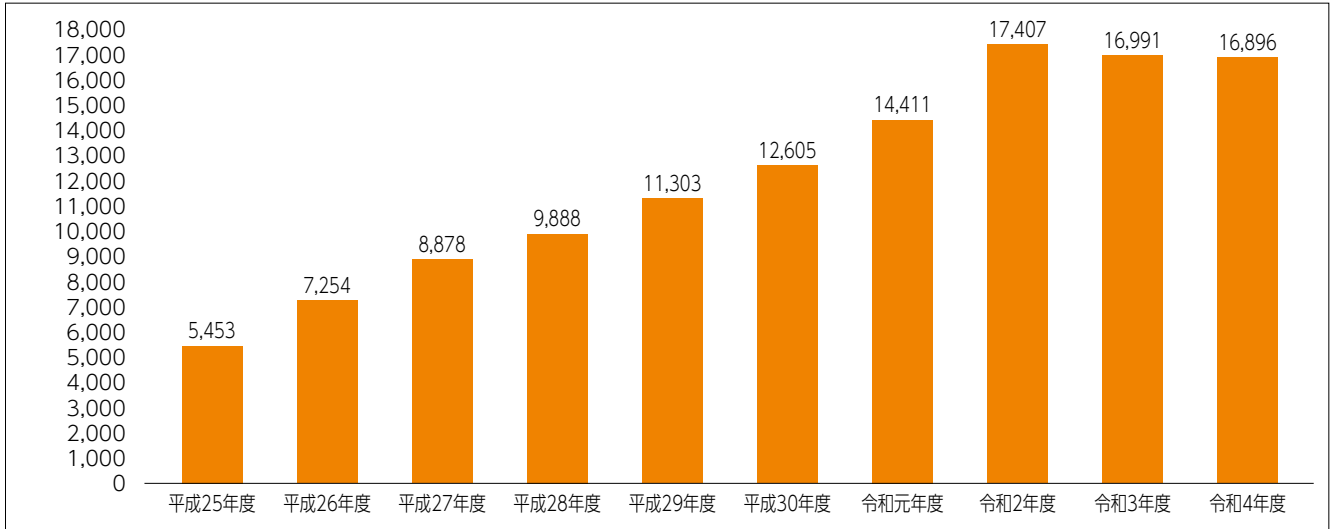
(単位:百万円)



◆ 令和4年度の貸出金残高は、令和3年度に比べて20億円増加し7,070億円となりました。

コア業務純益の推移

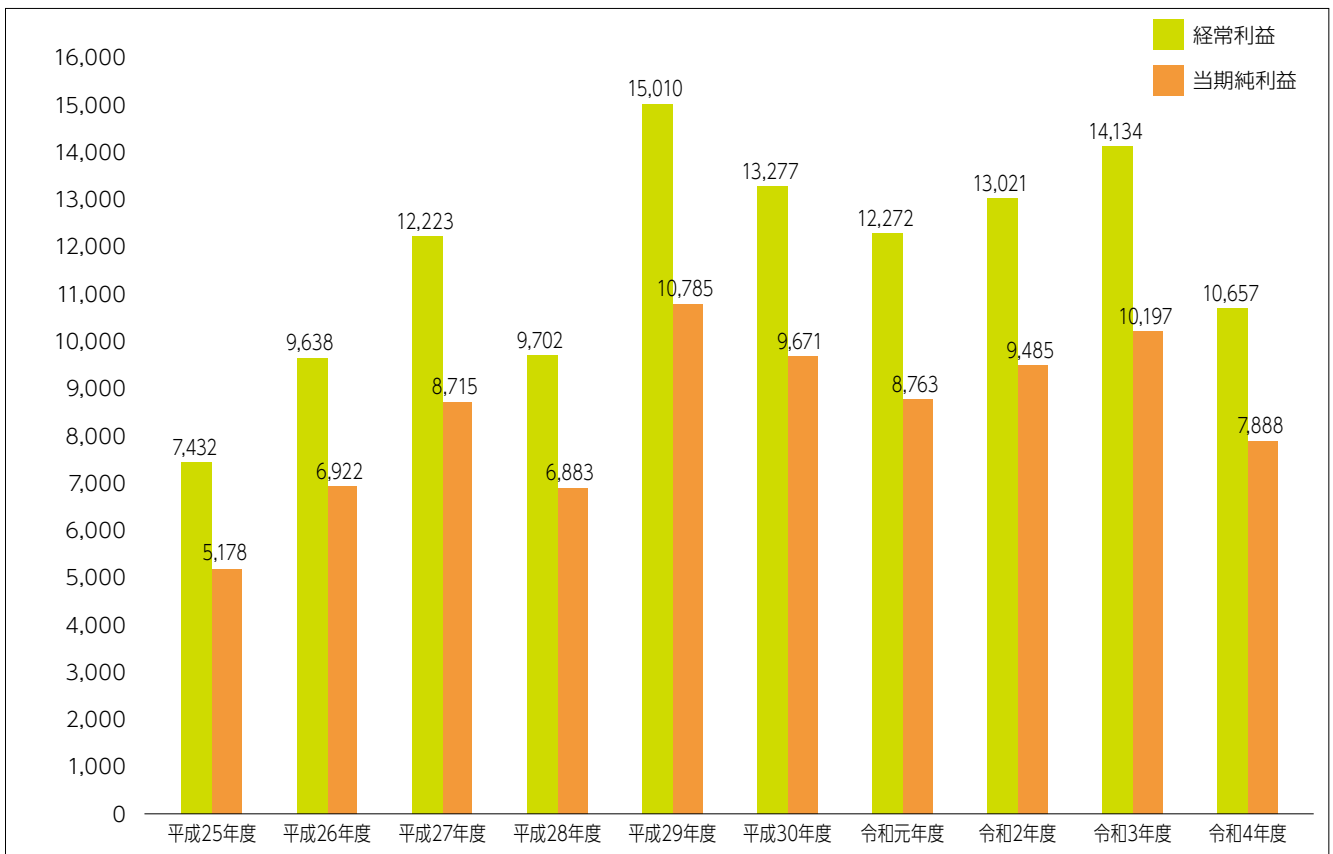
(単位:百万円)



◆ コア業務純益は実質業務純益(※P50参照)の減少などから、0.9億円減少し168億円となりました。

経常利益・当期純利益の推移

(単位:百万円)



◆ 収益面では、貸倒引当金繰入額が減少したものの、債券売却損が増加したことなどから、経常利益は令和3年度に比べて34億円減少の106億円となりました。当期純利益も令和3年度に比べて23億円減少の78億円となりました。

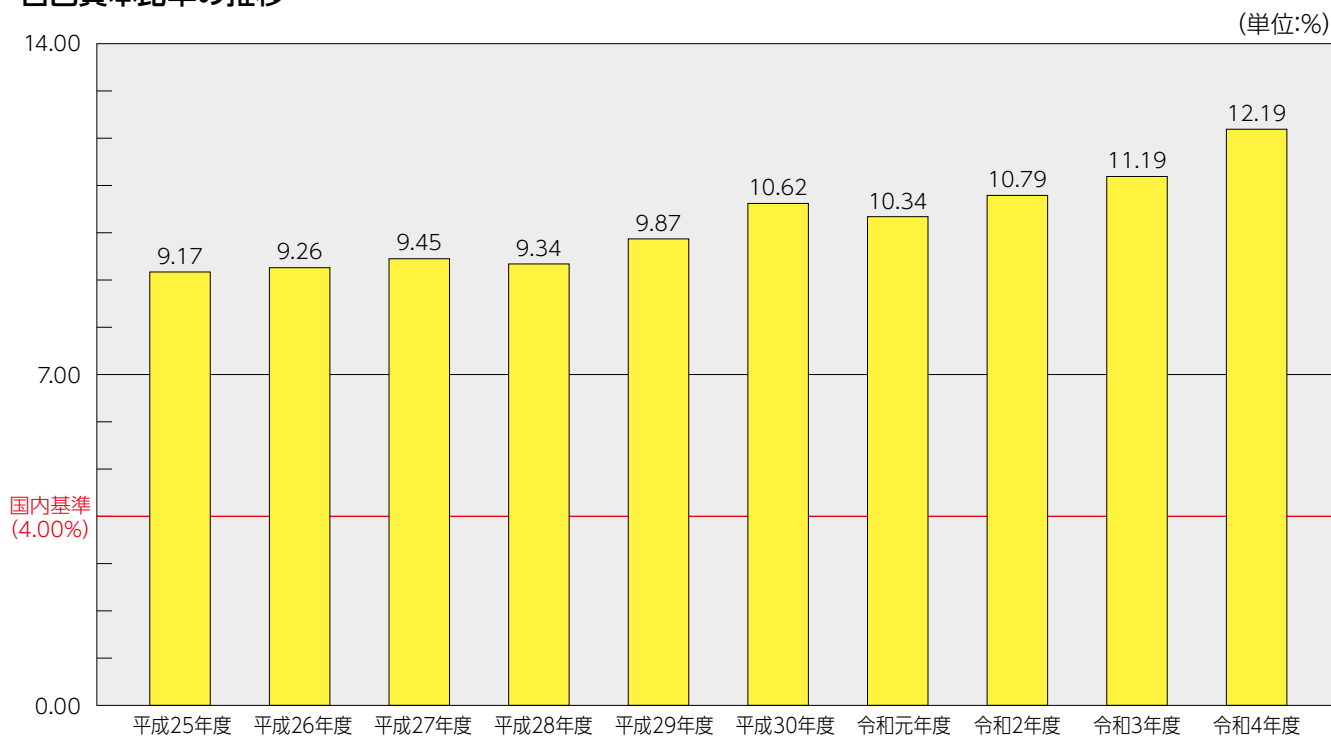
自己資本比率の状況

当金庫の自己資本比率は12.19%で、国内基準である4.0%を大きく上回っています。

自己資本比率は、金融機関の健全性や安全性を示す重要な指標のひとつです。当金庫のような国内業務のみを行っている地域金融機関は、「4.00%」以上の自己資本比率を維持することを求められています。(国内基準)

当金庫の自己資本比率は、12.19%と国内基準の3倍以上となっており、健全性・安全性が高いことを示していることから、安心してお取引いただけるものと確信しています。

自己資本比率の推移



(単位:百万円)

項目		令和4年度
自己資本額	コア資本に係る基礎項目	110,163
	コア資本に係る調整項目	66
	計 (A)	110,097
リスク・アセット等	信用リスク・アセットの額	855,867
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	47,003
	計 (B)	902,871
自己資本比率 = $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		12.19%

※自己資本とは、会員の皆さまからの出資金や、これまでの利益の積立金 (利益剰余金、特別積立金等) などの合計額です。

金融再生法に基づく資産査定並びに保全状況

適正かつ万全な引当処理を行っています。

資産の健全性を高めて経営体質の強化を図るため、不良債権の発生防止に努めるとともに、厳格な自己査定に基づき適正な引当処理を行っています。

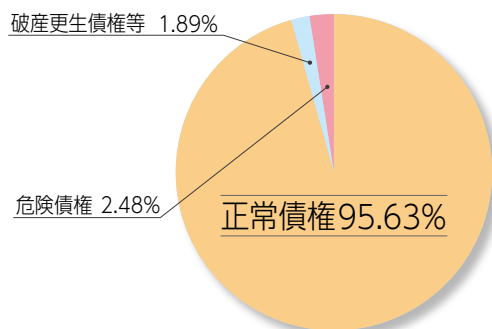
不良債権に対しては、貸倒引当金や担保・保証等で不良債権額の96.53%を保全しており、適正かつ万全な引当処理を行っています。

金融再生法上の不良債権と保全・引当金状況

(単位:百万円)

区 分	令和4年度
金融再生法上の不良債権	30,895
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	13,366
危険債権	17,528
要管理債権	-
保全額	29,826
貸倒引当金	5,640
担保・保証等	24,185
保全率	96.53%
正常債権	676,823

金融再生法上の不良債権の比率 (令和4年度)



金融再生法開示債権の説明

- 金融再生法基準は貸出金以外に、債務保証・外国為替・仮払金・未収利息を含み、債務者の状況によって区分されます。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当するものをいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

こうせいの取組み

障がいをお持ちの方等に配慮した取組みについて

大阪厚生信用金庫では、障がいをお持ちの方等に配慮した取組みを下記の通り行っております。今後も、店舗のバリアフリー化等の「ハード面」の取組みを充実させるとともに、分かりやすさを重視した通帳や商品パンフレットの導入等「ソフト面」の取組みについても積極的に推進してまいります。

1. 「振込手数料」の減免

ATMのご利用に困難が伴うと思われる方が、営業店窓口で振込手続きを行われた場合、ATMを利用した場合と同一の振込手数料でお振込いただけるようにしています。
(お困りのことがありましたら、当金庫窓口にお問い合わせください)

2. 職員による代筆・代読のお取扱い

視覚に障がいのある方や、手が不自由等のために、自筆が困難なお客様より代筆・代読のお申し出があった場合、複数の職員の立会いのもと、弾力的に対応させていただきます。なお、代読の場合は別室で対応するなど、お客様のプライバシーに十分配慮いたします。

3. 視覚に障がいのある方等に対応できるATMについて

当金庫に設置しているATM全てが、下記設備・機能を備えています。

- ・文字拡張機能
- ・視覚に障がいのある方にも操作しやすい「ハンドセット」を設置
- ・車いすの方がATM画面に近づきやすい形状のATMを設置

4. 優先ATMの設置

当金庫ではご高齢者、障がいのある方が優先してご利用いただける「優先ATM」を設置しております（「優先ATM」と表示しております）。

5. 点字印字サービスについて

視覚に障がいのある方からご依頼があった場合は、①定期預金の満期案内、②取引履歴（入出金明細）③残高証明書を点字作成し、ご郵送するサービスを行っております。

なお、②③については所定の手数料を頂戴しますが、点字印刷は無料となっております。

6. その他

(1) 点字ブロックの敷設店舗

- ・店舗前道路から店舗入口まで

本店営業部、大淀支店、針中野支店、守口支店、
天下茶屋支店、深江支店、寝屋川支店、平野支店、
藤井寺支店、四条畷支店、門真支店、花田支店、
西田辺支店、鶴見支店、上新庄支店、南森町支店、
生野支店、西区支店、関目支店、江坂支店、堺支店、
我孫子支店、十三支店、八尾支店、豊中支店

- ・店舗入口から視覚障がい者対応ATMまで

大淀支店、針中野支店、守口支店、天下茶屋支店、
深江支店、寝屋川支店、平野支店、藤井寺支店、
四条畷支店、門真支店、花田支店、西田辺支店、
上新庄支店、南森町支店、生野支店、西区支店、
関目支店、梅田支店、阿倍野支店、江坂支店、堺支店、
我孫子支店、十三支店、八尾支店、上本町支店、
阪急茨木支店、豊中支店



・店舗入口から窓口まで

大淀支店、針中野支店、守口支店、天下茶屋支店、深江支店、寝屋川支店、平野支店、藤井寺支店、四条畷支店、港支店、門真支店、花田支店、西田辺支店、上新庄支店、南森町支店、生野支店、西区支店、関目支店、梅田支店、阿倍野支店、江坂支店、堺支店、我孫子支店

(2)車いす利用者用駐車スペース設置店舗

本店営業部、大淀支店、守口支店、天下茶屋支店、深江支店、寝屋川支店、平野支店、藤井寺支店、四条畷支店、門真支店、花田支店、西田辺支店、鶴見支店、上新庄支店、南森町支店、生野支店、西区支店、関目支店、江坂支店、堺支店、我孫子支店、十三支店、八尾支店、阪急茨木支店、豊中支店

(3)車いす利用者等の利便のため、店舗の出入口において、スロープ等の段差解消設備を設置している店舗(もともと段差が無いなど、対応を要しない店舗を含む)

全店舗

(4)聴覚に障がいのある方との窓口対応について

簡易筆談機やコミュニケーションボード、音声拡声器を全店舗に導入しています。

(5)「ひざのせ記帳台」の導入

車いすの方や立ったままの伝票記入の難しい方、座ったり立ったりすることが負担となるお客様のために、椅子に座りながら、ひざの上で伝票等が記入できる持ち運び式の記帳台を全店舗に導入しています。

(6)「耳マーク」の取り扱いについて

全店舗の店頭にて聴覚に障がいがある方に配慮した対応が可能なことを「耳マーク」の掲示によりお客様へ周知しております。「耳マークシール」を通帳見開きページに貼付することで、次回受付時からスムーズな対応ができるようご案内しています。また、ご希望の方には日常でもご利用いただける「耳マークストラップ」をお渡ししています。

(7)MUD(メディアユニバーサルデザイン)を取り入れた通帳デザインの採用

「普通・総合口座預金通帳」のデザインを誰もが使いやすく、見やすい色彩や文字のデザインを取り入れた通帳です。

また、お取引が多い一部の伝票については、「読みやすさ」「分かりやすさ」を重視したUD(ユニバーサルデザイン)フォントを使用しています。

当金庫職員の働き方データ

平均勤続勤務年数



10.2年
2022年度

月平均所定外労働時間



2.0時間
2022年度

平均有給休暇取得日数



12.6日
2022年度

育児休業取得対象者数（男女別）



女性

対象者 19名



男性

17名



合計

36名

2022年度

育児休業取得者数（男女別）



女性

取得者 19名



男性

5名



合計

24名

2022年度

役員及び管理的地位にある者に占める
女性の割合



24.5%

(151名中37名)

2022年度

本部は課長以上、営業店は課長級役席
の課長代理以上



働きやすい職場の実現へ

当金庫はワークライフバランスの充実を目指し、様々な取組みを行っております。まず、金庫をあげて残業時間の削減に取り組んでおり、毎週水曜日は定時退庫日とし、業務の効率化を図る機会としています。さらに残業時間を業績評価の対象とし、積極的な残業時間削減を促しています。

また、有給休暇取得を促進するため、夏季休暇・冬季休暇のほかに、家族での時間を過ごすためのファミリー休暇、誕生日月または結婚記念日該当月に取れるメモリアル休暇などの休暇を設け、職員が有給休暇を取得しやすい環境を整えています。

子育てをしながら働く職員を支援する取組みにも力を入れており、平成23年に「次世代認定マーク(愛称:くるみん)」を取得、平成28年には「女性活躍リーディングカンパニー」の認定を受けました。

現在、当金庫の制度では、育児休業は満2歳に達しない子供を育てる職員、短時間勤務制度は小学校4年生始期に達するまでの子供を育てる職員を対象としています。

育児休業取得を検討する職員をはじめ、全職員を対象に、「育児休業取得サポートセミナー」を開催し、当金庫の諸制度、保育所入所に関する事項等、育児と仕事を両立するための支援制度について案内しています。

また、育児休業取得中の職員に対しては復職前研修を行い、情報交換や、子供の看護休暇など復職後に利用できる制度の説明を行い、スムーズに復職できるよう支援しています。

今後も、当金庫で働くすべての職員にとってより良い職場環境を整えていけるよう、検討を重ねていきます。



「次世代認定マーク(愛称:くるみん)」



「女性活躍リーディングカンパニー」の認定ロゴ

地域貢献活動

2022年度は、新型コロナウイルス感染の影響下、社会活動(コンサート、スポーツイベント等)における規制が徐々に解除されました。イベント開催における政府の方針に従い、消毒等、徹底した感染予防対策を行い、3年ぶりのチャリティコンサートを開催するなど、以下の活動を行いました。

大阪厚生信用金庫創業100周年記念チャリティコンサート



ザ・シンフォニーホールで、チャリティコンサートを開催しました。チケット代金と当日の募金を「大阪府みどりの基金」に寄付させていただきました。



大阪交通災害遺族会 クリスマスの集い

交通安全推進、交通遺児の健全育成と交通災害遺族の福祉増進を目的とした団体である「大阪交通災害遺族会」の「クリスマスの集い」に当金庫職員がボランティアとして参加しました。



スポーツ大会への協賛



- ・ CO-SEI CUP
(ミニバスケットボール)
大阪府中央大会



- ・ 大阪厚生信用金庫杯
春季全日本小学生
男女ソフトボール大会
大阪府予選会

- ・ 大阪厚生信用金庫杯
春の全国小学生
ドッジボール選手権
大阪府大会



お取引先への支援活動



- ・ 大阪府内信用金庫合同
ビジネスマッチングフェア
大阪府内7信用金庫と大阪府信用金庫協会が
主催して「大阪府内信用金庫合同『ビジネスマッ
チングフェア』」を開催しました。



- ・ 人材マッチング「内定エクスプレス」
当金庫と大阪府が共同で「合同企業説明会『内
定エクスプレス』」を開催しました。

中小企業者に対する積極的な資金供給

【貸出金の状況】

	残 高	対前期比増加額
総貸出金	7,070 億円	+20 億円
うち中小企業者(※)への貸出金	6,950 億円	+16 億円

※中小企業者は、中小企業基本法第2条の定義に基づいています。

地域密着型金融推進の取組み

2022年度は、2021年度～2023年度を計画期間とする中期経営計画「『夢・愛・熱』経営力日本一の実現」の中間年度です。

「相互扶助」の理念のもと、継続的な「地域」への貢献として、機動的で迅速な融資案件への取組みや、親切丁寧な営業店窓口の対応のほか、ビジネスマッチングや地域支援等の活動をより一層充実させてまいりました。

2022年度は、大阪府下7信用金庫合同のビジネスマッチングフェアである「第10回大阪府内信用金庫合同ビジネスマッチングフェア2022」に参画しました。

また、2023年10月から実施される「インボイス制度」に備えるため、当金庫のお客さまを中心に「インボイス制度直前対策セミナー」を当金庫顧問税理士を講師に迎え、開催いたしました。

元気!! こうせいビジネスタウン

～中小企業お役立ち情報～

ビジネスマッチング情報を無料で掲載!

「元気!!こうせいビジネスタウン」とは、当金庫が大切なお客さまのために開設したポータルサイトです。当タウンでは、お客様のビジネスマッチング情報(売りたい・買いたい情報など)を無料で登録してインターネット上に発信したり、最新のビジネス情報を定期的に入手したりすることができます。

詳しくは、当金庫ホームページ「法人のお客さま」内の

「元気!! こうせいビジネスタウン」

ポータルサイトアドレス <https://www.genki-cosei-bz-town.jp/>



各種相談会の実施

毎月1回実施予定日を設けております。完全予約制となっておりますので、詳細は営業店までお問い合わせください。

■事業承継・税務相談会

令和4年度の相談会ご参加人数 30名

事業承継や税金(相続税など)の疑問やお悩みに担当の公認会計士がお答えします。

■相続・遺言法律相談会

令和4年度の相談会ご参加人数 34名

相続や遺言他、法律についての疑問やお悩みに担当の弁護士がお答えします。

その他「年金・労務相談」「登記相談」も随時受付しております。

金融仲介機能の ベンチマークの活用

2023年度
大阪厚生信用金庫

「金融仲介機能のベンチマーク」の公表について

平成28年9月に金融庁から「金融仲介機能のベンチマーク」(以下「ベンチマーク」)が公表されました。

ベンチマークは、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」を提示しています。

当金庫もその趣旨を踏まえてディスクロージャー誌の中で、令和4年4月～令和5年3月までの取組みを開示いたします。

地域金融機関として、現在のお取引の有無に関わらず、当金庫を身近に感じてもらい、当金庫の具体的な取組みを十分に理解いただける分かり易いものを公表したいという思いから、従来より本ベンチマークの開示にあたっては、当金庫オリジナルキャラクターとして「ベンチちゃん」「マーくん」を作成し、開示をしています。

今年度は「新しい日常」をイメージしています。あたりまえの日常の大切さを知ったコロナ禍。ポストコロナの時代が幕を開けた今、皆様の大切な日常を支え続けていく金融機関でありたいという思いで、日常の「朝・昼・晩の街の風景」を表現しています。

今後も多くのお客様にとって、ニーズや課題解決に応えられる金融機関であるために、ベンチマークを着実に実行してまいります。



それでは、Let's go!!

今回もわたし、「ベンチちゃん」と「マーくん」がわかりやすくご案内します

令和5年
3月末基準

1 取引先企業の経営改善や成長力の強化

共通ベンチマーク

1

金融機関がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数(先数はグループベース。以下断りがなければ同じ)、及び、同先に対する融資額の推移

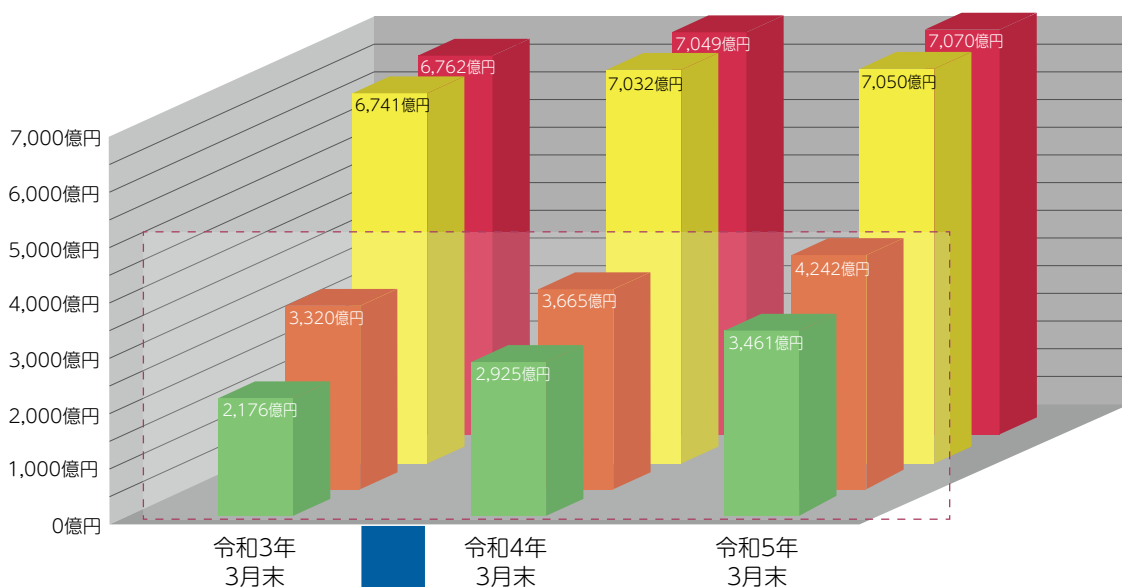
当金庫をメイン先として
いただいているお客様と
一緒に成長中です!

大阪厚生信用金庫は
連続貸出金増加♪



貸出金の推移

■ 貸出金総額 ■ 貸出金総額のうち中小企業者 ■ 中小企業者のうち当金庫メイン先 ■ 当金庫メイン先のうち経営指標の改善が見られた先



当金庫をメイン取引金融機関として下さっている先の経営指標を表しています

貸出先数の推移(グループ数)

	当金庫メイン先	経営指標の改善が見られた先	改善割合
令和3年3月末	563先	342先	60.74%
令和4年3月末	684先	460先	67.25%
令和5年3月末	706先	555先	78.61%

当金庫の定義

- ・経営指標 : 前期決算期との比較で「売上高」もしくは「営業利益率」が改善されていた先
- ・グループ数 : 名寄せベースでの抽出(財務データが揃っていない先は抽出対象外としています。)



2 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

共通ベンチマーク 2

金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

下記の円グラフは計画の達成状況を表しているんだ!

条件変更となったお客様とは改善までの道のり「経営改善計画」を作成して正常化に向けての取り組みを一緒に行っているよ!



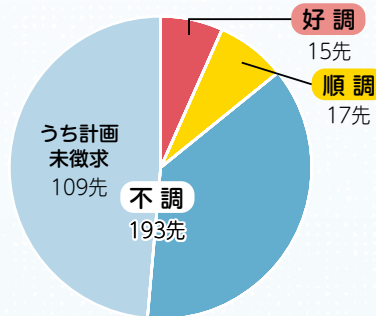
条件変更先の計画達成状況

《定義》

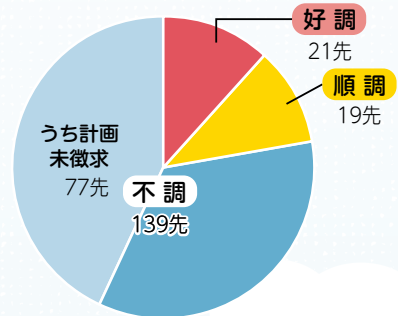
- **好調** 120%超
- **順調** 80%~120%
- **不調** 80%未満

に区分 ※経営改善計画のない企業は不調に含める

令和4年3月末時点
条件変更先 225先



令和5年3月末時点
条件変更先 179先



共通ベンチマーク 3

当金庫が関与した創業・第二創業の件数

当金庫が関与した創業・第二創業の件数	令和5年3月末 36件
--------------------	----------------

※共通ベンチマーク 4の設立年月日のデータを基に抽出しております。

2 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

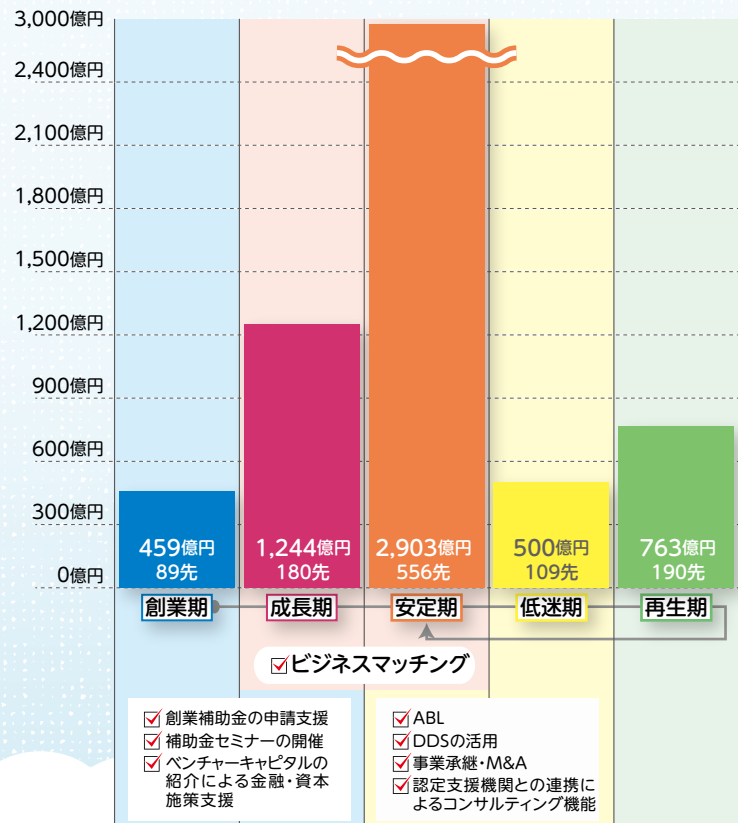
共通ベンチマーク 4

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、及び、融資額

《定義》

- 創業期** 創業、第二創業から5年まで
- 成長期** 売上高平均で直近2期が過去5期の120%増
- 安定期** 売上高平均で直近2期が過去5期の120%~80%
- 低迷期** 売上高平均で直近2期が過去5期の80%未満
- 再生期** 貸付条件の変更または停滞がある期間

※振り分け
再生期 > 創業期 > 成長期・安定期・低迷期



※個人事業主や財務データが不足している先は対象外としており、令和5年3月末は1,124先を対象とし抽出

3 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

共通ベンチマーク

5

金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

2 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

選択ベンチマーク

5

- ・事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数
- ・労働生産性向上のための対話を行っている取引先数

Q 事業性評価に基づく融資って?

A 平成29年度以降は当金庫が作成した「取引先概要表」を活用し事業性評価への取組みを促進してまいりました。その結果、新たに「お取引先と対話を行った結果、ニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)を提示させていただいたお客様」も「事業性評価」の定義に加え、事業性評価に関する指標を抽出しております。

Q 課題解決型金融って何?

A 事業者が抱える様々な経営課題に向き合い、当金庫のノウハウを駆使し、融資提案を行い、支援(新規融資実行)につなげるという当金庫の強みでもある融資推進方法であり、企業の財務面、経営戦略面での明確な課題に対し、ソリューションの提案を主体とした取り組みです。

こちらのベンチマーク2項目は「事業性評価に基づく融資」という同じキーワードに関する指標です。



	令和5年3月末
事業性評価に基づく融資を行っている。 事業性評価の結果やローカルベンチマークを示して対話を行っている取引先	48先

《当金庫の「事業性評価」の定義》

令和5年3月期は

- 当金庫の「課題解決型金融」
- 「こうせい売債ローンきずな(売掛債権担保融資)」
- 「こうせいABLローンきずな(動産担保融資)」
- お取引先と対話を行った結果、ニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)を提示させていただいたお客様としております。

不動産担保や第三者保証に過度に依存しない金融の円滑化を図る一環として、下記の商品を取り扱っています。

● 「こうせい売債ローン きずな」(売掛債権担保融資)

- ・平成19年より全国に先駆けて、売掛債権を担保とした融資商品として、こちらの商品を取り扱っています。
- 本商品の主な特色は、①原則、保証人不要(代表者、第三者ともに不要)
- ②融資期間は12ヶ月以内で、返済方法は5年間元金均等返済相当分です。
- また、債権譲渡登記期間を超えない範囲で、1年ごとに見直し、継続的に融資のお申込みができます。

- ・令和5年3月末実績20先、残高21億円
- ・平成19年度の取扱開始から、198先の方に活用いただいております。

《資格取得》 ■ 動産担保融資 3級(金融検定協会) ■ フィールドイグザミネー育成講座受講

● 「こうせいABLローン きずな」(動産担保融資)

- ・平成24年12月よりABLの取扱いを開始しました。

経営改善支援取組み先に対する支援

「経営改善支援取組み率」「再生計画策定率」「ランクアップ率」

経営改善支援取組み先を選定し、経営改善支援検討委員会を開催、支援方針の策定・見直しを定期的に協議しております。

地域密着型金融の取組みにかかる主要計数について

		主要計数	
経営改善支援取組み率(正常先を除く)	0.6%	経営改善支援取組み先数	8
		期初債務者数	1,280
再生計画策定率(正常先を除く)	100%	再生計画策定先数	8
		経営改善支援取組み先数	8
個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組みの件数		件数	11
		残高(百万円)	333

(注)個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組み計数は、当金庫の売掛債権担保融資商品である「売債ローンきずな」、流動資産担保融資商品である「ABLローンきずな」を、令和4年度に融資した先のうち無保証・無担保の件数・金額を記載。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」)の「平時」「有事」「事業再生計画成立後のフォローアップ」の各段階において、中小企業、金融機関それぞれが果たすべき役割を明確化することを目的に「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、事業再生や廃業にかかる総合的な考え方や指針を示すものとして「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定、2022年4月15日から適用されました。

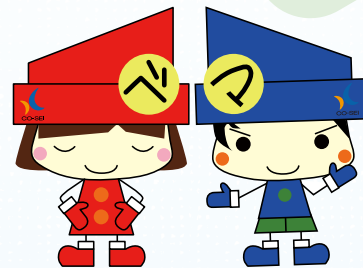
当金庫は、お客様の事業再生等の局面において、本ガイドラインを尊重し対応するよう努めて参ります。

4

「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

当金庫は、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会から公表された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、保証契約を締結する場合、また保証人のお客さまから本ガイドラインに即した保証債務の整理のお申し出があった場合等は、同ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めております。

当金庫は、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組んでまいります。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資のより一層の推進に努めます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切ナリスク管理体制の下、地域経済の活性化に向け、金融仲介機能の発揮と金融の円滑化に取り組んでいます。

また、地域に根差した金融機関として、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向け本ガイドラインを尊重し、本方針に沿った取組みを進めてまいります。

2. 経営者保証をいただく場合には、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明いたします。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性についてお客さまの意向を踏まえたくえで検討いたします。
- ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証をご提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 経営者保証をご提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

3. 既存の保証契約の解除や見直し等、お客さまからのご相談について真摯かつ柔軟に検討いたします。

- ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等のお申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めるが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。



保証債務整理を行うにあたっては、保証人の方の資産・収入の状況、主債務にかかる物的担保等の設定状況等を踏まえて総合的に勘案し、保証債務履行請求の範囲の判断等について適切な対応を誠実に実施いたします。

- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理のお申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

なお、ガイドラインに則ったお申し出には、「法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている」ことが前提であり、一定要件がございます。

一定の要件等は次頁以降の『「経営者保証に関するガイドライン」にかかるご説明』をご参照ください。

以上

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	85件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.0%
保証契約を解除した件数	50件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

選択ベンチマーク

11

「経営者保証に関するガイドライン」の活用先数、及び、全与信先に占める割合

《 定義 》

ガイドライン活用先(債務者ベースで算出)

- ① 新規に無保証で融資した件数
- ② 経営者保証の代替的な融資手法(ABL等)を活用して融資した件数
- ③ 保証契約を変更した件数(保証金額を減額した件数)
- ④ 保証契約を解除した件数
- ⑤ ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数

	令和4年度
全与信先数 ①	1,124先
ガイドライン活用先数 ②	81先
② / ①	7.2%

経営者保証ガイドラインの特則の対応について

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」の特則内容に則り、令和2年4月1日より、運営を開始しております。

主な内容としては、原則前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めない。安易に二重徴求が継続しないよう、適切に管理・見直しを行うこととなっております。当金庫では、運用にあたっての規程及び判断フローの策定、特則内容の周知を全店に行いました。

6

「経営者保証に関するガイドライン」とは…

中小企業や小規模事業者（以下あわせて「中小企業」といいます）の経営者が金融機関と締結している個人保証（経営者保証）については、中小企業の資金調達の円滑に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、中小企業の活力を阻害する面もあり、**経営者保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在します。これらの課題にかかる方向性を具現化することを目的として制定されたのが「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます）です。**この中で、保証契約を検討する際や、債権者が保証履行を求める際における中小企業・経営者・金融機関の自主的なルールを定めています。

なおガイドラインは中小企業の経営者保証を主たる対象としていますが、必ずしも経営者保証に限定しておらず、第三者による保証を除外するものではありませんので、申し添えます。

ガイドラインの本文・Q&A等については、
日本商工会議所または全国銀行協会のウェブサイトから
ダウンロードできますのでご覧ください。

同ガイドラインの詳細につきましては、下記の各ホームページ
をご参照ください。



←日本商工会議所
(<https://www.jcci.or.jp/>)

全国銀行協会→
(<https://www.zenginkyo.or.jp/>)



金融機関が経営者保証を必要とする主な理由

- 法人と経営者が実質的に一体となっている場合の経営への規律付け
- 企業の信用力の補完の必要性 等



1. 主たる債務者および保証人に求められる対応

次の3つの要件を満たす経営状況にある場合、ガイドライン適用の可能性があり、経営者保証を求めない可能性もしくは経営者保証に代替する融資手法を活用できる可能性があります。

①

法人と経営者との
関係の明確な
区分・分離
(法人個人の一体性の解消)

例

次のように改善を図ることで、法人個人の一体性の解消を図ることができます。

- 法人から経営者に対し、事業上必要が認められない貸付等資金の流出を防止する
- 経営者が法人の事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を所有している場合、法人の所有とする

②

財務基盤の
強化



例

経営者保証は、主たる債務者の信用力を補完する手段の一つとして機能している一面があることから、経営者保証を提供しない場合においても、事業に必要な資金を円滑に調達するために、財務内容の改善、返済能力の向上を図ることが求められます。法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る財務状況にあることが期待されています。

次のような状況にある場合、法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る状況といえます。

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分な場合
- 業績がやや不安定であるものの、業況の下振れリスクを勘案しても、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できる場合
- 内部留保は潤沢でないものの、好業績が続いており、今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い場合

3
財務状況の
適時適切な
情報開示

資産負債の状況（経営者のものを含む）、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等融資判断に必要な情報について、正確かつ丁寧に信頼の高い情報を開示・説明することにより透明性を確保することが求められています。

例 次のような対応が必要となります。

- 貸借対照表、損益計算書の提出のみでなく、これら決算書上の各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）を提出する
- 年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告を行う
- 事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的な報告を適時適切に行う

《中小企業の経営状況》

- 1 法人・個人の一体性の解消
 - 2 財務基盤の強化
 - 3 適時適切な情報開示
- 外部専門家の支援

1～3の要件を充足した場合

経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について当金庫が検討します

- 経営者保証なし
- 経営者保証の解除
- 停止条件付保証契約
- 解除条件付保証契約
- ABL
- 金利の一定の上乗せ

2. 対象債権者に求められる対応



1
経営者保証に
代替する融資手法
の開発

債権者には、経営者保証に依存しない融資を促進するために、経営者保証に代替する融資手法のメニューの充実が求められています。

例 経営者保証に代替する融資手法として、次の対応が考えられます。

- 解除条件付保証契約
- 停止条件付保証契約
- ABL
- 金利の一定の上乗せ

2
経営者保証を
求めない可能性、
代替的な
融資手法の活用
の検討

主たる債務者において、次の①～④の4要件が将来にわたって充足すると見込まれるときは、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用できる可能性が高まります。主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、主たる債務者のご意向も踏まえううえで、これらの適用について検討してまいります。③の要件を補完するものとして、⑤の要件を検討する場合があります。

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること

例 次のような点がチェックポイントとなります。

- 本社、工場、営業車等事業に必要な営業用資産はすべて法人が所有していることが望ましいといえますが、一部について法人以外の者が所有している場合には、法人から適切な賃料が支払われていること
- 自宅兼店舗、自家用車兼営業車など経営者が所有している物件を利用している場合には、経営者に対して適切な賃料が支払われていること
- 法人の資産を経営者からの借入金の担保として提供していないこと



②
 経営者保証を
 求めない可能性、
 代替的な
 融資手法の活用
 の可能性の検討



② 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと

例 次のような点がチェックポイントとなります。

- 役員報酬・配当・役員向け貸付金等が同業・同規模の他社の平均を超えて過大となっていないこと
- 経営者ならびに親族に対する給与が同業・同規模の他社の平均を超えて過大となっていないこと
- 法人から経営者に対し、事業上の必要性が認められない資金の流出（貸付、未収入金、仮払金等）が行われていないこと

③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること

例 次のような要件に照らし借入返済が可能と判断できることが必要となります。

- 業績が堅調で十分な利益（キャッシュフロー）を確保しており、内部留保も十分であること
- 法人の内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能と判断できること
- 今後も借入を順調に返済し得るだけの利益（キャッシュフロー）を確保する可能性が高い 等

④ 適時適切に財務状況等の情報開示がなされていること

例 次のような点がチェックポイントとなります。

- 決算書、各勘定明細（資産・負債明細、売上原価・販管費明細等）を作成し、債権者の定めた日までに遅滞なく提出していること
- 税務署の受領印（電子申告の場合、受付通知）がある税務申告書控（付属書類（減価償却明細、貸借対照表、損益計算書、勘定明細等）を含む）を、債権者の定めた日までに遅滞なく提出していること
- 月次試算表、資金繰実績表、資金繰予定表その他債権者の依頼した資料を、債権者の定めた日までに遅滞なく提出していること

⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があること

この要件は、上記法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ることの要件を補完するもので、経営者等から十分な物的担保の提供がなければ、経営者保証の提供が求められるものではありません。

3. 経営者保証を求めることがやむを得ない場合の債権者の対応

①
 保証契約の必要性
 の説明

経営者保証を求めることがやむを得ない場合には、債権者は、どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか、個別具体的に説明します。またどのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか、個別具体的に説明します。

②
 保証契約変更・
 解除の見直し

保証契約の必要性が解消された場合、保証契約の変更・解除の見直しの可能性があることを説明します。



③
 保証債務履行時の
 履行請求の範囲の説明

保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることを説明します。



④
 適切な保証金額の
 設定

保証契約を締結する際には、形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な開示姿勢等を総合的に勘案して保証金額を設定します。

経営者保証の抱える様々な課題への対応 ～事業承継時の対応～



事業承継時の対応

① 事業承継時の主たる債務者、後継者、旧経営者の対応



1. 主たる債務者、後継者、旧経営者の対応

主たる債務者、後継者、旧経営者には次の対応を求められています。

- 適切な情報開示
債権者からの情報開示要請に対し、適時適切に対応することが必要です。経営方針や事業計画に変更が生じる場合には、より誠実に丁寧に債権者に説明することが求められています。
- 法人と後継者、旧経営者との関係の明確な区分・分離
新規の保証契約締結時と同様に、法人の事業用資産の経営者個人所有の解消や、法人から個人への貸付等による資金の流出の防止など、法人の資産・経理と家計を適切に分離することや金融機関との信頼関係の構築が求められています。

2. 旧経営者の保証解除

次のような状況であれば事業承継時に旧経営者の保証は解除されやすくなります。

- 旧経営者が形式的にも実質的にも経営から退く場合
- 旧経営者が、法人から社会通念上適切な範囲を超える借入を行っている場合には、これが返済される場合
- 法人の返済能力や担保が乏しく、金融機関が旧経営者の資産を、信用補完上保全価値があるものと認識していた場合には、後継者等から同程度の担保が提供される場合

② 債権者の対応

主たる債務者、後継者、旧経営者から必要な情報開示を受けたうえで、次の対応を行います。なお、原則として前経営者と後継者の双方から二重徴求を行いません。

- 経営者の保証債務を当然に後継者に引き継がせず、経営者保証を求めない可能性や代替的な融資手法の活用可能性を改めて検討します。
- 旧経営者の保証契約解除につき、旧経営者の実質的な経営権の有無、債権の保全状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案して、経営者保証の必要性等を適切に判断します。

経営者保証に 依存しない融資を検討

- 後継者の保証を求めない
- 旧経営者の保証を解除
- 保証にかわる融資手法の活用

後継者、旧経営者に保証を求める ことがやむを得ない場合

- 経営者保証の必要性や解除のためにどのような改善が必要などを説明します
- 適切な保証金額の設定

※事業承継については、事業承継に焦点をあてた「経営者保証に関するガイドラインの特則」が定められていますので、日本商工会議所および全国銀行協会のホームページをご参照ください。



1 保証債務の整理

法人の債務整理と同時に、ガイドラインにもとづき、経営者の保証債務の整理を債権者に対し求めることができます。

保証債務整理の取扱い

1. 対象となる保証人

保証債務整理の対象となる保証人は以下の要件を充足していることが必要となります。

- 法人の法的整理手続または準則型私的整理手続の申立てを同時に行うか、申立中もしくは整理手続が終結していること。
- 債権者たる金融機関の回収金額（法人の債務及び保証債務）が破産手続による配当よりも多くの回収を得られるまたは得られる見込みがあり、経済的合理性が期待できること
- 経営者（保証人）に破産法に定める免責不許可事由が生じていないこと



2. 債務整理の申立方法

保証人は、以下により弁済計画を策定し、対象債権者に債務整理の申出を行います。

a 支援専門家への相談

弁護士、会計士、税理士等の支援専門家に対し、個人債務整理の相談を行います。

b 一時停止（返済猶予）の要請

原則として、全対象債権者に対し、同時に、一時停止（返済猶予）の要請を行います。

c 弁済計画の策定

財産の状況の説明、保証債務の弁済計画、資産の換価・処分方針、対象債権者に対し要請する事項（安定した事業継続のため、一定の資産を手許に残すことを申し出ることができます）を含めた弁済計画を策定します。支援専門家と相談のうえ、保証債務の減免等を含む弁済計画を策定できます。

3. 申出を受けた対象債権者の対応

申出を受けた債権者は以下の対応を検討します。

a 保証人の手許に残す資産（残存資産）の範囲

保証人の申出に対し債権者として一定の経済合理性があると認められる場合には、破産手続における自由財産に加えて安定した事業継続等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に加えることを検討します。

b 保証債務の弁済計画

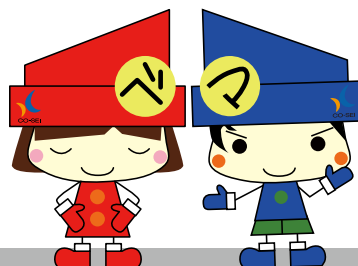
保証人が所有する残存資産以外の資産を処分・換価して弁済価値相当額の分割弁済を行うことにより、自宅に居住し続けることができるようにするなど、資産を処分しないことを検討します。また、弁済条件は保証人の収入等を勘案して検討します。

c 保証債務の免除

債権者は、保証人による開示情報の正確性の表明保証等の要件充足を前提に、残存する保証債務の免除要請について誠実に対応します。

2 信用情報機関への登録

ガイドラインにもとづいて保証債務の整理を行った場合、信用情報機関への登録を行いません。



2 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

選択ベンチマーク

10

中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合

5 迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供

選択ベンチマーク

31

融資申込みから実行までの平均日数(債務者区分別、資金使途別)

独自ベンチマーク

法人担当者の人数

※) こちらは金融庁から提示された項目ではなく、当金庫が自主的に設定した指標になります

お客様サービスに関する項目について、ご融資の流れに沿ってまとめています!

プロパー融資に積極的に取り組んでいます!



ご相談からお手元に資金が届くまで

相談

法人担当者の人数

法人担当者は
・令和5年3月末102人
企業支援業務に力を入れています。

受付日～諾否回答通知日

・運転資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
正常先	10.3日	13.2日
要注意先	14.1日	11.8日
その他	17.6日	14.7日

・設備資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
	16.5日	20.2日
	19.6日	21.2日
	N/D	28.0日

たくさんの法人担当者
実行の可否を速やかに
お答えしていきます!

審査

諾否回答通知

受付日～実行日

・運転資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
正常先	19.0日	22.5日
要注意先	21.5日	19.8日
その他	29.6日	24.3日

・設備資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
	38.9日	57.4日
	46.1日	58.4日
	N/D	38.0日

《当金庫の定義》

- ・「選択ベンチマーク 31」は融資申込みから実行までの平均日数を表す項目ですが、お取引先から融資のご相談を受け、回答までの平均日数も併せて公表します。
- ・お取引先の商機を逸さないよう、ご相談にタイムリーに対応できるように取り組んでいます。

実行

信用保証協会付融資額

・運転資金について

	令和4年3月末	令和5年3月末
保証協会付融資 中小企業者全体	262先 1,511先	233先 1,462先
全体における割合	17.3%	15.9%

・融資残高

	令和4年3月末	令和5年3月末
	65億円 7,032億円	59億円 7,050億円
	0.9%	0.8%

うち、協会100%保証融資額

	令和4年3月末	令和5年3月末
	47億円 7,032億円	43億円 7,050億円
	0.7%	0.6%

3 本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

収益物件改善プロジェクト

収益不動産に対する融資につきましては、融資期間も長期にわたることから、年2回ご融資させていただいた全物件について、維持管理状況、入居者の確保状況などをフォローアップしております。

家賃低下・入居率低下の見られる物件については【収益物件改善プロジェクト】として、単なる状況把握のみでなく、その原因・対策を詳細にヒアリングし、必要な改装資金の融資、提携している管理会社や保証会社の紹介などお客様と対話し経営改善に向けて積極的に取り組んでいます。

選択ベンチマーク

12 13 23

- ・本業(企業価値の向上)支援先数、及び、全取引先数に占める割合
- ・本業支援先のうち、経営改善が見られた先数
- ・事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先の割合

9 人材育成

選択ベンチマーク

39

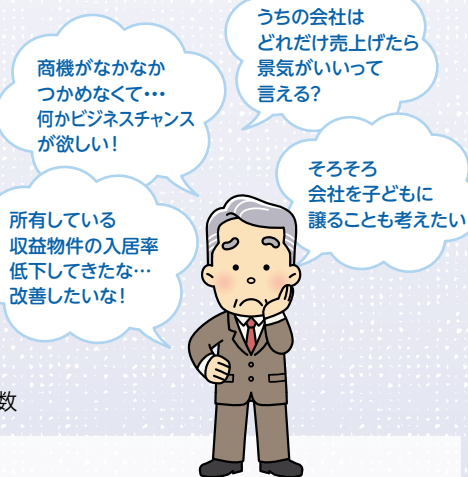
取引先の本業支援に関連する研修等の実施数、研修等への参加者数、資格取得者数

大阪厚生信用金庫は
本業支援に
取り組んでいます!!



本業支援とは?

回答 企業価値の向上を目的に、企業のライフステージに応じたソリューションの提供を示すものです。企業の現状を分析し、先行きを考え、一緒に最善の結果を目指す取り組みです。



お客様向けセミナー・業務

- ・OSAKAビジネスフェア 2022
- ・OSAKA JOBフェア
- ・地元産品しえんプロジェクト fromしんきんきんき
- ・ビジネスマッチングフェア 2022
- ・人材マッチング「内定エクスプレス」

職員向け本業支援関連研修

「業種別経営分析」
「外部機関の活用」
などを実施。

令和4年4月～令和5年3月の研修開催
参加者: 257名

資格取得者

「中小企業診断士」
「経営支援アドバイザー 2級」
「事業再生アドバイザー」
「事業承継アドバイザー 3級」
「事業性評価 3級」

令和5年3月末現在: 143名

様々な取り組みの結果!!

	本業支援先数	取引先数における本業支援先の割合
本業支援先数 及び全取引先に占める割合	令和3年3月末	51先 4.4%
	令和4年3月末	102先 10.2%
	令和5年3月末	90先 8.0%

	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
本業支援先のうち、 経営改善が見られた先数	19先	42先	20先

	① 実抜計画策定件数	② 未達成先数	③ 割合
事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先の割合	令和3年3月末	4先 3先	75.0%
	令和4年3月末	3先 0先	0%
	令和5年3月末	8先 5先	62.5%

※単体ベース

《当金庫の定義》

本業支援先

ビジネスマッチングや外部機関との連携等により、融資以外の方法による経営支援を行った取引先

事業再生支援先

当金庫が経営改善支援取り組み先として選定したうちの条件変更先や外部機関を利用し、経営改善を図られている取引先



13

コンプライアンスについて

● コンプライアンス(法令等遵守)に係る基本方針

当金庫は、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、信用金庫の社会的使命と公共性を十分自覚し、業務遂行にあたるとともに、コンプライアンス(法令等遵守)重視の風土を醸成するため、次の通り基本方針を策定し、地域経済社会の発展に貢献します。

1.コンプライアンス(法令等遵守)の強化

法令、各種ルールを遵守した経営の遂行。

信用金庫法をはじめ、各種関係法令に則って日々の業務を適正に運営し、地域とともに歩む信頼される金融機関として確固たる地位を築いていく。

2.経営トップの遵法精神の自覚と責任

企業倫理の確立と法令遵守に向けて率先垂範して取り組み、さらに、危機管理は経営トップ自らの役割として自覚し、危機の実態や問題点を経営トップや幹部職員が迅速に把握できるシステムを確立する。万一、問題となる行為等が発見・指摘された場合には、事実の隠蔽や解決の遅延がリスクの拡大に直結することを強く認識し、経営トップ自らの責任において、実態解明と原因追及を行い、迅速な問題解決と再発防止に向けて全力を傾注する。

3.遵法精神の組織への浸透

法令等遵守に対する経営トップの自覚と決意は、あらゆる機会を捉え、役職員の一人一人に浸透させ、組織として法令等遵守の風土を築いていく。

4.コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実

コーポレート・ガバナンス(企業統治)を充実し、総代会の運営方法や、理事会等経営の意思決定機関のあり方を見直すとともに、監事や会計監査人が経営陣に対し適時適切に意見を言える体制づくりを構築していく。

5.法令に準拠した規程等の整備と正確な業務処理

信用金庫法に掲げられた使命を遂行することにより社会的責任を全うし、地域社会に信頼される金融機関たるべく法令に準拠した事務規程等を整備し、更にリスクに強い体制を整えることによって、正確な業務運営を行う。

6.反社会的勢力への対応

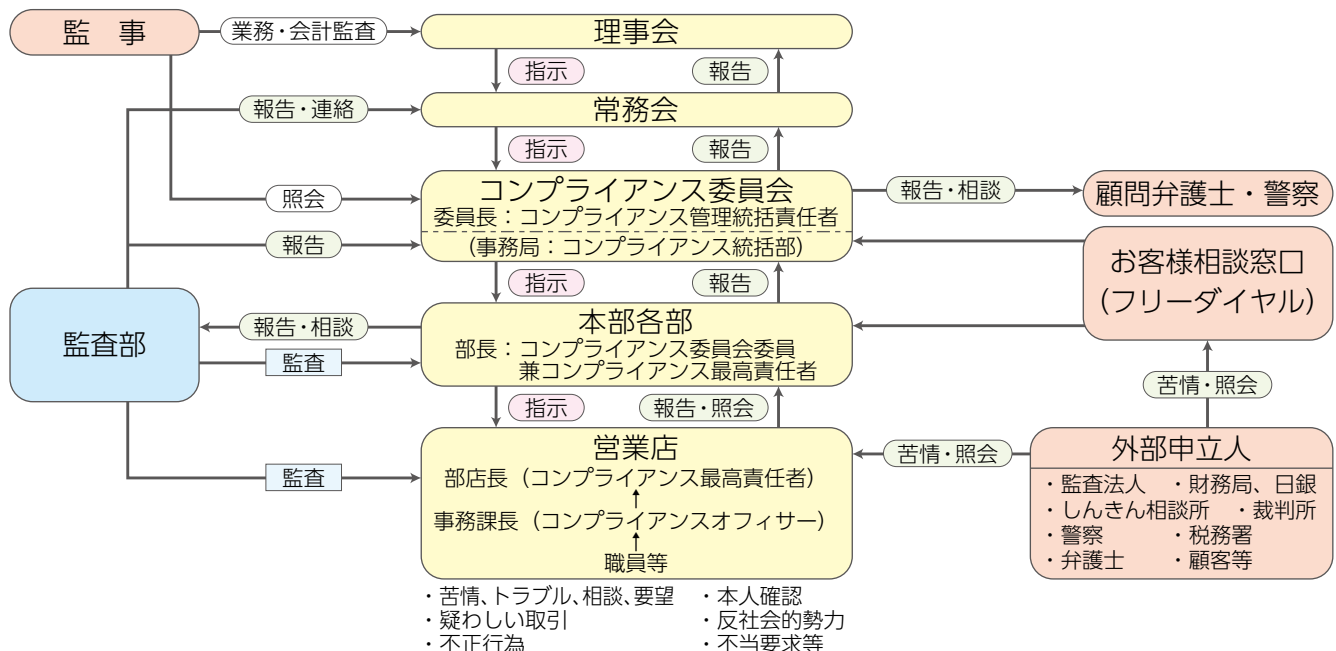
社会的な批判を受けるおそれの強い取引についての事前チェック体制を確立し、その経営への影響を事前に防御する体制を整備する。また、暴力団をはじめとした反社会的勢力に対しては、経営者自らが毅然とした態度をとり組織的に断固としてこれに対決するとともに、警察当局等との連帯強化をより深める。

● コンプライアンス態勢

当金庫では、コンプライアンスに係る統括機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は各部署から報告されるコンプライアンス関連情報について検討し、その結果に基づき適切な措置・方策を講じるとともに、理事会等への報告を行うことにより一連の諸問題を一元的に管理しています。

さらに、本部、営業店にはそれぞれコンプライアンス担当責任者を配し、コンプライアンス関連情報の委員会への報告並びに部店内での研修などを実施しています。

〈コンプライアンス組織図〉



金融ADR制度への対応等について

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～16時30分)に営業店(電話番号は65ページ参照)またはコンプライアンス統括部(電話:0120-500-430)にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に左記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)などの仲裁センターにお取次ぎいたします。また、お客さまから各仲裁センターに直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1.当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2.金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3.当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4.当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5.金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 1.当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 1.当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 2.当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
- 3.当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 4.当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を行います。
- 5.当金庫は利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

当金庫は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク」を経営戦略等における重要な課題の一つとして認識し、以下の『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針』および『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制図』に基づいて、リスクに応じた取り組みを適切に行ってまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

大阪厚生信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン等」)リスクが経営上重大なリスクになりうるとの理解のもと、次のとおり基本方針を策定し、管理態勢を構築し、その業務遂行に当たる。

1. 経営陣の役割

経営陣はマネロン等対策を経営戦略等における重要な課題と位置付け、自らマネロン等対策に主導的に関与し、将来にわたりマネロン等に利用されることのないよう、管理態勢の強化と対応の高度化を図る。

2. 組織横断的な取り組み

マネロン等対策に係る責任者を役員の中から任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与する。態勢整備に当たっては、マネロン等対策の責任者・主管部門にとどまらず、すべての役員・部門がそれぞれの責務について認識を共有するとともに、役員・部門が連携する態勢を整備し、密接な情報共有・連携を図る。

3. リスクベース・アプローチの実施

マネロン等対策の態勢整備にあたってはリスクベース・アプローチを適用し、商品・サービス等について包括的かつ具体的なリスクの特定・評価を行うとともに、顧客リスク評価を実施し、当該リスクをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するために、特定されたリスクにふさわしい措置を確保し、適切な対応を図る。

4. マネロン等対策における経営管理は第1、第2、第3の防衛線の概念で整理する。

第1の防衛線である営業部門は、自らの部門・職務において必要なマネロン等対策にかかる方針・手続き・計画等を十分理解し、マネロン等リスクをリスク許容度の範囲内に実効的に低減する措置を的確に実施する。

第2の防衛線である管理部門は、第1の防衛線に対し、情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど十分な支援を行う。

第3の防衛線である内部監査部門は、マネロン等対策の方針・手続き計画等の適切性、職員の専門性や適合性等、に関する監査計画を策定し適切に監査を実施する。

5. 職員の育成

マネロン等対策として、職員に対する適切かつ継続的な研修を行う等の教育訓練を行い、その効果について順守状況の検証やフォローアップ等の方法により確認する。

6. 外部組織との連携・情報の活用

当金庫が提供する金融サービスをマネロン等に利用されることを防ぐため、警察当局その他外部機関との連携、情報収集に努め、実効的なマネロン等対策を講じていく。

大阪厚生信用金庫 理事長 大出 重光

〒542-0082 大阪府中央区島之内1丁目20番19号

● 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)(番号法等に基づく)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- 1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
(例) 顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- 2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
(例) 運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・ 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取扱することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勤めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・ お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・ 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・ お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(業務内容)

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務

- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引|に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引|に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 国外送金等取引|に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・ お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求(第三者提供記録の開示も含まれます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・ お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・ お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・ お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。
- ・ 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2)取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
- (7)当金庫は、米(連邦)において個人情報を取り扱っています。当金庫は、これらの国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施します。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託

を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・ キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・ 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・ 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます)。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫コンプライアンス統括部までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

大阪厚生信用金庫 コンプライアンス統括部

〒542-0082 大阪市中央区島之内1丁目20番19号

電話 番号 : 0120-500-430

受 付 時 間 : 当金庫営業日の午前9時～午後4時30分

F A X : 06-6251-0619

E メ ー ル : compliance@co-sei.co.jp

「お客さま本位の業務運営方針」に関する宣言（フィデューシャリー・デューティー宣言）

大阪厚生信用金庫は、お客さま本位の業務運営を実現するための方針を以下のとおり、決めました。本方針を、より良い業務運営の実現のため、定期的に見直し致します。

【お客さまの最善の利益の追求】

大阪厚生信用金庫は、高度の専門性と職業倫理を保持し、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を図るべく、努力してまいります。
また、このような業務運営が組織文化として定着するよう努めてまいります。

【利益相反の適切な管理】

大阪厚生信用金庫は、お客さまとの取引における利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理してまいります。

【手数料等の明確化】

大阪厚生信用金庫は、名目を問わず、お客さまが負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、お客さまが理解できるよう情報提供を適切に行います。

【重要な情報の分かりやすい提供】

大阪厚生信用金庫は、お客さまとの情報の非対称性があることを踏まえ、手数料等の明確化のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報をお客さまが理解できるよう分かりやすくご提供いたします。

【お客さまにふさわしいサービスの提供】

大阪厚生信用金庫は、お客さまの資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行ってまいります。

【当金庫職員に対する適切な動機づけの枠組み等】

大阪厚生信用金庫は、お客さまの最善の利益を追求するための行動、お客さまの公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、職員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備し、運営してまいります。

以上

主な事業のご案内

● 主要な業務の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等

2. 貸出業務

商業手形割引、銀行引受手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越等

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資

4. 為替業務

当座振込、代金取立等

5. 附帯業務

(1) 代理業務

- ① 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店
- ② 地方公共団体の公金取扱業務
- ③ 日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(2) 貸金庫業務

(3) 有価証券の貸付

(4) 債務の保証

(5) 公共債の引受

(6) 国債等公共債の窓口販売

(7) 保険商品の窓口販売(保険業法第275条第1項により行う保険募集)

(8) 電子債権記録業に係る業務

● その他の主なサービス

種 類	概 要
インターネットバンキング	パソコンや携帯電話のインターネットを利用して、資金移動取引や口座情報照会等がご利用いただけるサービスです。
WEB-FB	パソコンのインターネットを利用して、事務所にいながら総合振込、給与・賞与振込、都度振込取引や処理状況の照会などができます。
定額自動振込	毎月決まった先へ決まった金額を、最初のお手続きだけで自動振込できるサービスです。
しんきん 自動集金サービス	パソコンのインターネットを利用して、会費や家賃などの代金をお取引先指定の口座から自動引落とし、お客さまの当金庫取引口座にご入金するサービスです。
しんきん電子記録 債権サービス (でんさいネットのサービス)	インターネットを使って手形に代わる新しい決済インフラ「でんさい」をご利用いただけるサービスです。「でんさい」は手形と同等の機能を持ち、手形用紙を使用せずに振出や裏書などを行うことができます。
しんきん ゼロネットサービス	全国各地に設置されている提携信用金庫のATMを無料でご利用いただける便利でお得なサービスです。
しんきん大阪 ゼロネットサービス	大阪府下に本店をおく7信用金庫のATMにおいて全ての取扱時間帯のATM利用手数料を無料でご利用いただける大阪の信用金庫独自のサービスです。(ただしお振込については別途各信用金庫所定の振込手数料が必要です)
セブン銀行のATM 利用サービス	「こうせい」のキャッシュカードが、セブン-イレブン、イトーヨーカドーなどに設置されているセブン銀行のATMでご利用いただけます。
しんきん電子マネー チャージサービス	楽天Edy株式会社のサービスであるEdyおよびEdyチャージをお客さまが利用することを目的に、信用金庫口座からのEdyチャージ(預金口座振替により引落とし)ができるサービスです。
スマホ決済サービス	当金庫と口座連携を行っている企業が提供するスマホ決済サービスがご利用いただけます。
しんきん通帳アプリ	入出金明細や残高をスマートフォンで確認できるサービスです。
こうせいメール相談サービス	ご預金・ご融資・年金・経営相談等各種相談に応じます。
経営支援サポート	お客さまの経営改善支援の一環として経営改善計画書のサンプルをご案内しております。

各種手数料のご案内

※記載金額には10%の消費税が含まれています。(一部除く)
 ※令和5年7月現在。最新情報はホームページをご確認ください。

▶ATMご利用手数料について

カードの種類	利用区分	利用時間	手数料	
当金庫のカード	入金 出金	平日 8:00~21:00	無料	
		土曜日 9:00~17:00		
		日曜日・祝日 9:00~17:00		
		12/31~1/3 9:00~17:00		
大阪府下に本店を置く他信用金庫のカード	入金 出金	平日 8:00~21:00	無料	
		土曜日 9:00~17:00		
		日曜日・祝日 9:00~17:00		
		12/31~1/3 9:00~17:00		
他信用金庫のカード	入金 出金	平日	8:00~8:45	110円
			8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	110円
		土曜日	9:00~14:00	無料
			14:00~17:00	110円
		日曜日・祝日	9:00~17:00	110円
		12月31日	9:00~17:00	上記曜日に 対応する手数料
1/1~1/3	9:00~17:00	110円		
その他銀行等のカード	出金	平日	8:00~8:45	220円
			8:45~18:00	110円
			18:00~21:00	220円
		土曜日	9:00~14:00	110円
			14:00~17:00	220円
		日曜日・祝日	9:00~17:00	220円
		12月31日	9:00~17:00	上記曜日に 対応する手数料
1/1~1/3	9:00~17:00	220円		
ゆうちょ銀行のカード	入金 出金	平日	8:00~8:45	220円
			8:45~18:00	110円
			18:00~21:00	220円
		土曜日	9:00~14:00	110円
			14:00~17:00	220円
		日曜日・祝日	9:00~17:00	220円
		12月31日	9:00~17:00	上記曜日に 対応する手数料
1/1~1/3	9:00~17:00	220円		

カードの種類	利用区分	利用時間	1万円以下	1万円超
近畿しんきんカードのVISAクレジットカード	出金	平日 8:00~21:00	110円	
		土曜日・日曜日・祝日 9:00~17:00	110円	
		12月31日 9:00~17:00	上記曜日に 対応する手数料	
		1/1~1/3 9:00~17:00	110円	
近畿しんきんカードのJCBクレジットカード	出金	平日 8:00~21:00	110円	220円
		土曜日・日曜日・祝日 9:00~17:00	110円	220円
		12月31日 9:00~17:00	上記曜日に 対応する手数料	
		1/1~1/3 9:00~17:00	110円	220円

▶振込手数料について

お取扱	種類	3万円未満	3万円以上
窓口	当庫同一店あて (1万円未満)	1万円未満は無料	
	当庫同一店あて (1万円以上)	110円	330円
	当庫本支店あて	220円	440円
	他行あて (電信)	660円	880円
ATM	当庫同一店あて (キャッシュカードによる)	無料	無料
	当庫同一店あて (現金による)	無料	220円
	当庫本支店あて	110円	330円
	他行あて (電信)	440円	660円
HB	当庫同一店あて	無料	無料
	当庫本支店あて	110円	220円
	他行あて (電信)	330円	550円
ファクシミリ振込	当庫同一店あて	無料	無料
	当庫本支店あて	110円	275円
	他行あて (電信)	385円	605円
テレホンバンキング	当庫同一店あて	無料	無料
	当庫本支店あて	110円	220円
	他行あて (電信)	330円	440円
インターネットバンキングWEB-FB	当庫同一店あて	無料	無料
	当庫本支店あて	110円	220円
	他行あて (電信)	330円	440円
定額自動振込	当庫同一店あて	無料	無料
	当庫本支店あて	110円	330円
	他行あて (電信)	440円	660円

▶為替関係手数料について

種類	内容	手数料
代金取立手形 割引手形 譲渡担保手形 の取立手数料	電子交換	1件につき 660円
	個別取立	1件につき 1,100円
	個別取立<至急扱い>	実費

▶その他手数料について

種類	内容	手数料
用紙代金	小切手帳	1冊につき 3,300円
	約束手形帳	1冊につき 3,300円
	為替手形帳	1冊につき 1,100円
	金融機関借入用手形	1枚につき 110円
	社名・署名鑑印刷	初回登録時のみ 5,500円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき 550円
振込の組戻料		1件につき 880円
取立手形の組戻料		1件につき 1,100円
依頼返却手数料		1件につき 1,100円
不渡手形返却料		1件につき 1,100円
通帳、証書、各種カード再発行	(紛失、汚損等お客様側に原因がある場合)	1冊 (1枚) につき 1,100円

各種手数料のご案内

※記載金額には10%の消費税が含まれています。(一部除く)
 ※令和5年7月現在。最新情報はホームページをご確認ください。

でんさいネットサービス	基本手数料	月間	1,100円
	発生記録	当庫宛 (1件あたり)	330円
		他行宛 (1件あたり)	660円
	譲渡記録	当庫宛 (1件あたり)	165円
		他行宛 (1件あたり)	330円
	分割譲渡記録	当庫宛 (1件あたり)	330円
		他行宛 (1件あたり)	660円
入金手数料		無 料	
割引手数料 (全部譲渡)	1件あたり	33円	
割引手数料 (分割譲渡)	1件あたり	99円	
しんきん自動集金サービス	基本手数料	月間	1,100円
	請求件数 1件あたり		110円
各種証明書発行手数料	包括発行	1通につき	330円
	その他発行	1通につき	440円
取引履歴作成手数料		1依頼につき	550円
	1依頼550円、以後1枚につき220円加算		最高 1,430円
個人情報開示作成手数料	店頭渡しの場合	1枚につき	550円
	郵送の場合	別途	330円
ネット利用料	1件につき110円 但し夜間、日曜日等延長手数料は更に110円加算		
HB利用料		月間	1,320円
ファクシミリ振込利用料		月間	550円
アンサー利用料	照会のみ	月間	550円
	通知のみ	月間	770円
	照会・通知両方	月間	1,100円
インターネットバンキング			無 料
WEB-FB		月間	3,300円
貸金庫使用料	半自動貸金庫	年間使用料	15,840円
	全自動貸金庫	小型 年間使用料	15,840円
		中型 年間使用料	21,120円
		大型 年間使用料	26,400円
登記取扱手数料 (抹消時のみ)	代表者事項証明書	1通につき	1,100円
	印鑑証明	1通につき	550円
	登記簿抄本	1通につき	1,100円
不動産担保調査事務取扱手数料	新規設定	極度額 (債権額) 3千万円以下	33,000円
		極度額 (債権額) 3千万円超5千万円以下	44,000円
		極度額 (債権額) 5千万円超	55,000円
		住宅ローンの場合一律	33,000円
	変更登記など (根抵当権の極度額の変更・一部解除・順位変更等) 一律		33,000円
不動産業のプロジェクトの一部解除 一律		11,000円	

こうせい売債ローン「きずな」 登記取扱手数料	新規実行時	債権譲渡登記	11,000円
	更新時	延長登記	5,500円
期限前弁済手数料 ■一般証貸 (借入期間10年未満) ■住宅ローン	一部繰上弁済の場合	一般証貸	11,000円
		住宅ローン	7,700円
期限前弁済手数料 ■一般証貸 (借入期間10年以上) ■アパートローン	全部繰上弁済の場合	借入より5年以内	33,000円
		借入より5年超	22,000円
期限前弁済手数料 ■一般証貸 (借入期間10年以上) ■アパートローン	繰上弁済 (一部・全部)	借入より10年以内	弁済元金×2% ただし、期限前弁済手数料と借入利息との合計が利息制限法所定の上限金利を超えない範囲とします。
		借入より10年超	55,000円

※大阪信用保証協会保証付の証書貸付については、上記期限前弁済手数料はいただきません。

条件変更手数料	一般証貸	5,500円	
	住宅ローン	5,500円	
株式出資払込手数料	取扱金額×3/1,000×1.10		
株式配当支払手数料	取扱金額×3/1,000×1.10		
両替手数料 金種指定出金手数料	窓 口	枚数	手数料
		1～10枚	220円
		11～500枚	550円
		501～1,000枚	1,100円
	1,001枚～	500枚毎に550円	
両替機	1～100枚	100円	
	101～500枚	200円	
※窓口両替 新券への両替も (同一金種両替を含む) 上記と同様の手数料が必要となります。 なお、汚損した現金、記念硬貨からの交換については無料とさせていただきます。 ※金種指定出金 1万円札を除く枚数となります。ただし、新券指定の場合は上記と同様の手数料が必要となります。			
硬貨取扱手数料	1～500枚	無 料	
	501～1,000枚	1,100円	
	1,001枚～	500枚毎に550円	
※預け入れ、お振込み等の際に必要なとなります。硬貨計数後にお預入れ、お振込み等をとりやめる場合や、金額を変更される場合も手数料をいただきます。			
決算関係書類 交付手数料		1通につき	110円
電子マネーチャージ 手数料	1回のチャージ金額 15,000円未満		55円
	1回のチャージ金額 15,000円以上		無 料
未利用口座 管理手数料	年間		1,320円

リスク管理体制について

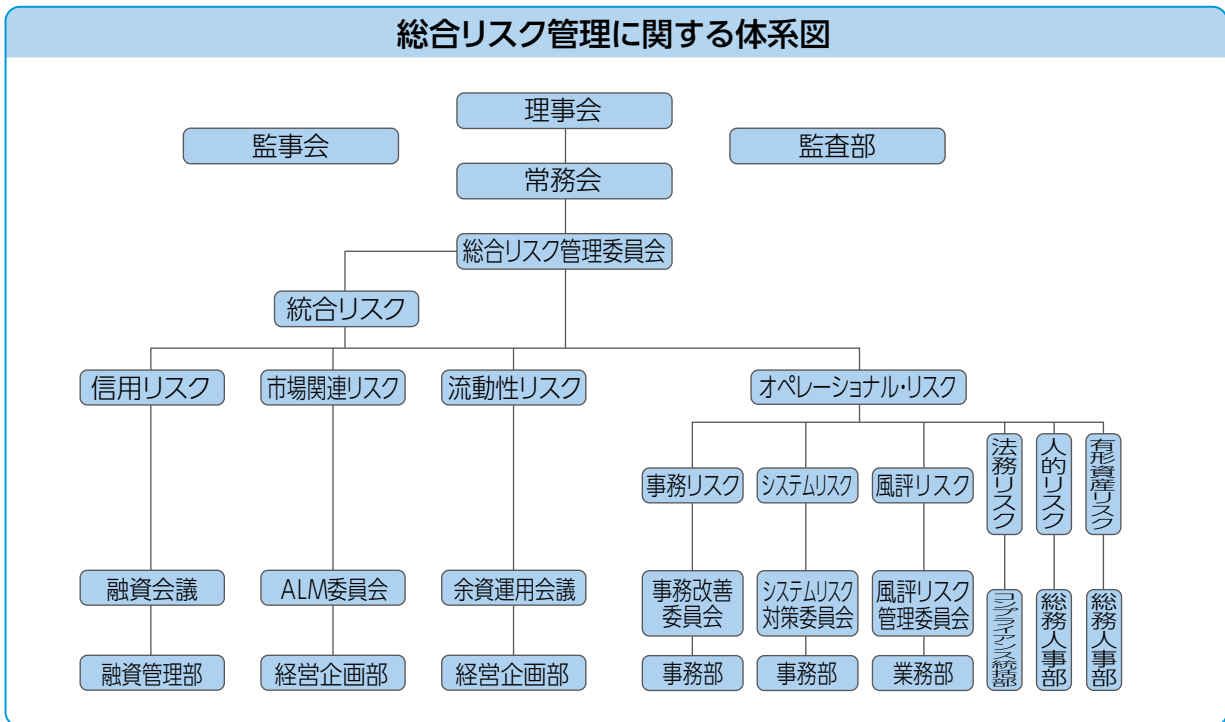
● リスク管理体制

基本的考え方

金融の自由化・国際化及びIT革命の進展等に伴い、金融機関を取りまくリスクは一段と複雑化・多様化しており、金庫経営におけるリスク管理の重要性は飛躍的に高まっています。

このような金融環境のもと、リスクを保有しつつ経営体質の強化により適正な収益確保、基盤拡大、顧客サービスを図って行かねばなりません。当金庫は、リスクを正確に把握し、適切に管理・運営をすることが健全性の確保と経営体質の強化を図るうえで極めて重要であると考え、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでいます。

総合リスク管理の体系



信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもとに、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
市場関連リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の市場リスクファクターの変動により、資産・負債の価格が変動して金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、余資運用会議やALM委員会を設置し、そこで定められた方針に基づき調達、運用を行っています。リスクに対しては、自己資本に見合った範囲内でのリスク限度額を算出し管理しています。
流動性リスク	財務状況の悪化等により、必要な資金が確保できず資金繰りに支障をきたす場合、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により、市場において取引が成立しない場合または通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる場合に損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。当金庫では、安定した資金繰りと高い流動性の確保を基本としています。資金繰りの状況を逼迫度に応じて、平常時、懸念時、危機時に区分した管理方法を定め速やかに対処できるようにし、リスクへの万全な態勢を確保しています。
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規定・要領等の整備を図るとともに、規定・要領に基づいた正確な事務が行われるよう適切な指導を行い、厳正な事務管理に努めています。
システムリスク	情報システムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により金融機関が損失を被るリスクです。当金庫では、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しています。また、システムリスクに対する安全対策及び情報資産保護管理体制の整備確立を行い、適切なシステムリスク管理運営を行っています。
風評リスク	マスコミ報道等の誤報、地域顧客の誤解ならびに悪意による風説の流布等に基づき、金融機関に対する安心感、信頼感が損なわれることにより、地域内での風評が著しく低下するリスクです。当金庫では、風評の収集と分析に努め、適宜適切な対応を行うとともに、当金庫に対する安心感・信頼感の向上を図っています。

信用金庫について ふれあいのネットワーク

信用金庫の制度

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関です。制度・運用の面で、株式会社の銀行と異なる独自の性格を備えています。信用金庫は、一定地域内の中小企業者や地域住民を会員としています。融資対象は会員の方を原則としていますが、会員以外の方への融資も一定の条件のもとで認められています。一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。

1 会員資格

信用金庫の営業地区にお住まいの方・お勤めの方・事業所をお持ちの方なら会員になっていただくことができます。ただし、個人事業で常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業で常時使用する従業員数が300人を超え、且つ資本金が9億円を超える場合には、会員とすることができません。

2 営業地域

信用金庫の営業地域は一定の地域に限定されており、地域で集めた資金は地域に還元されています。

3 運営

信用金庫の最高議決機関は総会または総代会です。議決権は会員1人1票制をとっており、総会（総代会）では理事および監事が選任され、理事によって理事会が構成されます。理事長等の代表理事は理事会で選任され、信用金庫の日常業務は、理事会の決定を踏まえて行われます。

4 監督官庁

信用金庫の監督官庁は金融庁です。同庁では、関係法令を遵守しているか、経営が健全になされているかといった視点から、定期的に検査・監督を行っています。

信金中央金庫について

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。

信金中央金庫は「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

	SCB	Face to Face	
資金量	36兆円		金庫数
拠点数	国内14店舗 海外 6拠点		預金量
役職員数	1,258人		店舗数
会員数	254金庫		役職員数
			会員数

※上記計数は2023年3月末現在のものです。

地域の課題を解決する機能

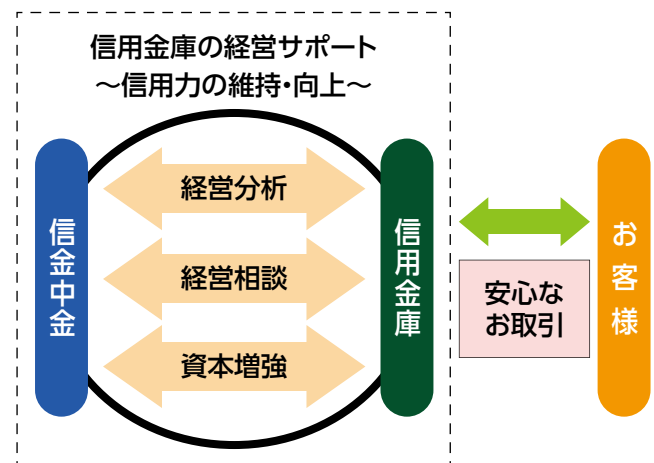
信用金庫がお客様のために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。



総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

● 総代とその選任方法

① 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は100人で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。現在の総代は令和4年5月に選任され、総代数は97人となっています。

なお、会員数は令和5年3月31日現在で9,634人です。

② 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

（P43チャート図参照）

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）総代候補者選考基準

- ① 当金庫の会員であること
- ② 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
- ③ 誠実かつ人格に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方
- ④ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

● 総代の属性別構成比

職業別 法人・法人代表98.9%、個人事業主1.1%

年代別 70代以上75.0%、60代12.5%、50代12.5%

業種別 不動産業41.2%、建設業17.5%、製造業11.3%、サービス業10.3%、金融・保険業8.3%、卸・小売業5.2%、運輸業・郵便業2.1%、医療・福祉2.1%、宿泊業1.0%、電気・ガス・熱供給・水道業1.0%

（注）業種別の構成比は、法人・法人代表、個人事業主に限ります。

総代会制度について

総代のご紹介

令和5年6月16日現在

選任区域	人数	総代名(五十音順、敬称略)と就任回数			
1区	25	アンダーツリー株式会社 ⑤	株式会社大岡産業 ②	株式会社オリエントホーム ⑥	加藤 友康 ③
		株式会社協和産業 ④	株式会社クマシュー工務店 ①	倉商株式会社 ③	公大商行株式会社 ①
		株式会社コーニッシュ ②	CBSフィナンシャルサービス株式会社 ①	株式会社JSC ①	信和ゴルフホールディングス株式会社 ②
		末永レッカー株式会社 ⑦	株式会社全東信 ⑥	株式会社創建 ⑦	株式会社大和商会 ⑧
		株式会社日証 ③	株式会社日本エスコン ③	株式会社日本レジデンシャル ②	株式会社延田エンタープライズ ④
		有限会社BANDE ⑥	株式会社プライメックスキャピタル ①	有限会社プレジール ②	株式会社プレジオ ①
		丸五基礎工業株式会社 ⑨			
2区	23	株式会社アイビーネット ④	株式会社アップスケール ②	株式会社アミューズ ④	エース建物株式会社 ⑤
		株式会社SKトラスト ①	株式会社オフィスポストン ⑤	寛永商事株式会社 ②	国際通商株式会社 ④
		サムティ株式会社 ④	三徳船舶株式会社 ⑩	CEE南あわじウインドファーム株式会社 ③	株式会社ジャルコ ①
		Jトラスト株式会社 ③	真亜興産株式会社 ①	株式会社センターホーム ①	株式会社太陽総合鑑定所 ②
		タイヨーハウス株式会社 ⑥	中央不動産株式会社 ①	福本 明達 ⑧	株式会社都エンタープライズ ③
		山形電気株式会社 ⑨	吉光鋼管株式会社 ⑩	株式会社LeTech ②	
3区	11	有限会社樟葉商事 ②	Jホーム株式会社 ②	敷島住宅株式会社 ⑨	ジョイライフ株式会社 ②
		大成住宅センター株式会社 ⑨	高橋住建株式会社 ③	株式会社中央電機計器製作所 ④	寺川 正洲 ⑦
		延山 祥玉 ⑨	株式会社ホーム産業 ③	株式会社明和建設 ③	
4区	11	大阪府ランドリー協同組合 ⑥	株式会社スペース・クリエイト ①	医療法人全心会 ①	株式会社ダイハチ ③
		西田産業株式会社 ④	西脇 清吉 ⑨	株式会社濱田設計測量事務所 ⑥	株式会社ハヤマ ①
		株式会社光新星 ④	株式会社平井水道工業 ③	丸信住宅株式会社 ⑩	
5区	10	株式会社SKB ③	サラヤ株式会社 ⑦	昌和三株式会社 ⑩	新庄金属工業株式会社 ⑥
		大勝建設株式会社 ⑤	馬場 靖 ④	株式会社バンセイ ③	松本 隆 ⑦
		株式会社三鷹倉庫 ⑩	株式会社ライフアシスト ②		
6区	17	泉本精工株式会社 ④	太平地所株式会社 ④	株式会社辰己建物総合管理 ③	株式会社新名工務店 ⑤
		西尾 泰幸 ④	株式会社登工務店 ⑥	株式会社播磨屋 ⑤	株式会社ビーバーハウス ③
		ファミティホーム株式会社 ④	有限会社フェニックス ③	福永クレーン株式会社 ⑦	富士エンジニアリング株式会社 ③
		株式会社富士ハウジング ⑤	富士レッカー株式会社 ①	株式会社ブレンシップ・アミューズメント ④	株式会社まえの ⑪
		株式会社REC ②			
合計	97				

(注) 就任回数は、平成元年以降の回数を表示しています。

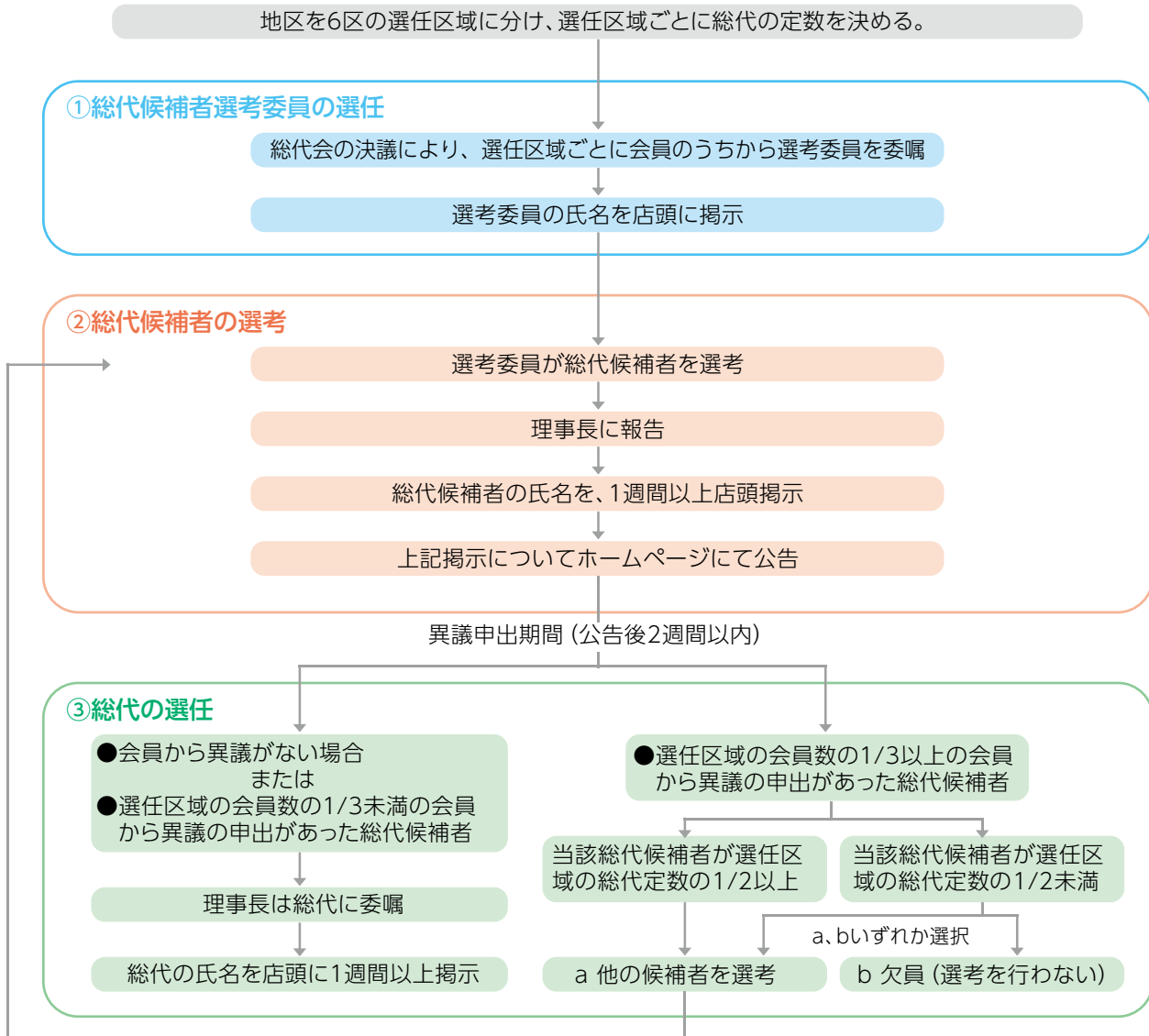
総代の選任区域について

令和5年6月16日現在

1区	中央区、天王寺区、浪速区、西成区、阿倍野区、西区、大正区、住之江区
2区	北区、福島区、港区、此花区、西淀川区、東淀川区、淀川区、豊中市、吹田市、摂津市、箕面市、高槻市、茨木市
3区	都島区、城東区、鶴見区、旭区、門真市、守口市
4区	寝屋川市、大東市、四條畷市、枚方市、交野市
5区	東成区、東住吉区、生野区、東大阪市
6区	住吉区、平野区、八尾市、藤井寺市、羽曳野市、松原市、堺市、柏原市、富田林市、大阪狭山市

総代会制度について

● 総代が選任されるまでの手続きについて



第101期通常総代会の目的事項 (令和5年6月16日)

第101期通常総代会において、次の事項が報告および付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

(1) 報告事項

第101期 (令和4年度) 業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案	剰余金処分案承認の件
第2号議案	出資会員除名の件
第3号議案	理事6名選任の件
第4号議案	監事4名選任の件
第5号議案	退任理事及び退任監事に対する退任慰労金贈呈の件

組織体制について

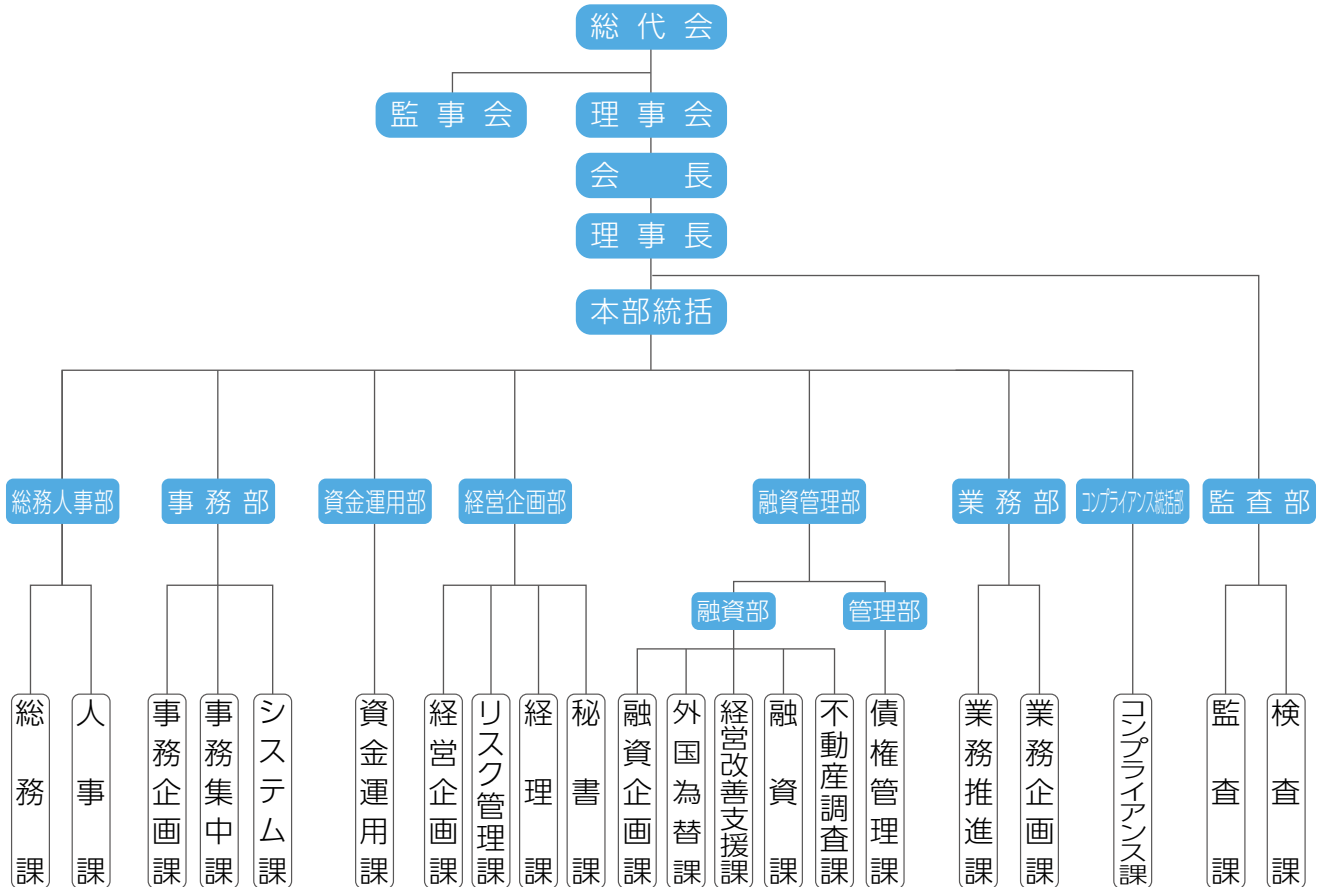
● 理事及び監事

(令和5年6月16日現在)

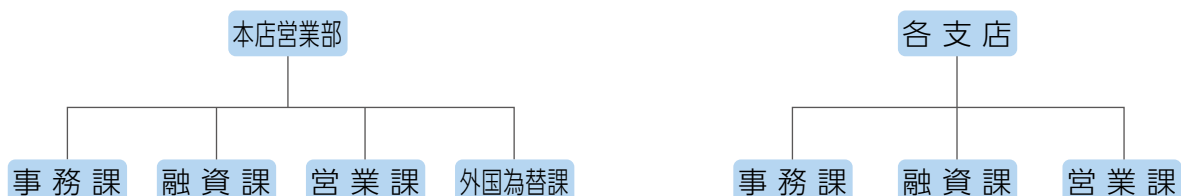
● 会長	中村 龍男	● 常勤理事	亀井 孝	● 常勤監事	田邊 宏
● 理事長	大出 重光	● 常勤理事	三輪田政見	● 非常勤監事	丸井 俊孝
● 専務理事	上野 計	● 常勤理事	立岡 博樹	● 非常勤監事	片山 眞
● 常務理事	杉浦 真俊	● 常勤理事	長谷川 宏	● 非常勤監事	小坂 肇
● 常勤理事	杉本 隆史	● 非常勤理事	浜辺 義男		
● 常勤理事	島瀬 雅敏				

(注) 1. 理事 浜辺義男は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
2. 監事 小坂肇は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

● 本部組織図



● 営業店組織図



(単位:百万円)

科目	令和4年3月期	令和5年3月期	科目	令和4年3月期	令和5年3月期
(資産の部)			(負債の部)		
現金	10,419	8,217	預金積金	1,582,185	1,650,480
預け金	506,666	722,129	当座預金	4,951	4,583
買入金銭債権	2,962	1,951	普通預金	116,544	122,712
有価証券	441,230	299,213	貯蓄預金	68	66
国債	89,875	6,047	通知預金	1,638	540
地方債	82,306	39,488	定期預金	1,450,856	1,514,902
社債	73,687	72,539	定期積金	7,110	6,640
株式	14,213	12,358	その他の預金	1,015	1,034
その他の証券	181,147	168,779	その他の負債	9,870	8,733
貸出金	704,989	707,033	未決済為替借	67	80
割引手形	1,183	171	未払費用	5,170	5,427
手形貸付	62,451	68,910	給付補填備金	3	3
証書貸付	639,388	635,002	未払法人税等	3,735	2,040
当座貸越	1,966	2,949	前受収益	170	191
その他の資産	3,973	3,850	払戻未済金	37	23
未決済為替貸	152	155	払戻未済持分	-	8
信金中金出資金	2,223	2,223	職員預り金	315	315
前払費用	631	503	リース債務	15	10
未収収益	829	775	資産除去債務	67	68
その他の資産	136	192	その他の負債	287	564
有形固定資産	28,801	27,259	賞与引当金	581	582
建物	14,308	13,151	退職給付引当金	35	45
土地	13,206	12,826	役員退職慰労引当金	626	611
リース資産	14	10	偶発損失引当金	1	0
建設仮勘定	2	256	睡眠預金払戻損失引当金	2	2
その他の有形固定資産	1,270	1,015	再評価に係る繰延税金負債	327	327
無形固定資産	104	92	債務保証	179	167
ソフトウェア	100	88	負債の部合計	1,593,810	1,660,950
その他の無形固定資産	3	3	(純資産の部)		
前払年金費用	31	-	出資金	3,962	3,986
繰延税金資産	3,647	4,255	普通出資金	3,962	3,986
債務保証見返	179	167	利益剰余金	95,109	102,761
貸倒引当金	△10,467	△9,217	利益準備金	3,934	3,962
(うち個別貸倒引当金)	△6,756	△5,640	その他利益剰余金	91,174	98,799
			特別積立金	27,711	32,711
			当期末処分剰余金	63,463	66,088
			処分未済持分	△1	△2
			会員勘定合計	99,070	106,746
			その他有価証券評価差額金	△1,068	△3,470
			土地再評価差額金	729	729
			評価・換算差額等合計	△338	△2,741
資産の部合計	1,692,541	1,764,955	純資産の部合計	98,731	104,004
			負債及び純資産の部合計	1,692,541	1,764,955

貸借対照表上の注記(令和5年3月期)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年~50年
その他 2年~20年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。
上記以外の要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求めて決定した予想損失率により計上しております。
すべての貸出金等債権は、「自己査定基準」に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、融資管理部(融資審査管理部署)がこれらを確認検証した上で、さらに、これらの部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,260百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
年金資産の額 1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,807,426百万円
差引額 △66,857百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分)…0.2633%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金53百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠

出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
13. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
貸倒引当金 9,217百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、6に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に伴う影響については、現在影響を受けている、もしくは今後受けるであろう業種・債務者につき、個別に業績判断を行ない、資産査定に反映しています。
なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権債務はありません。
16. 有形固定資産の減価償却累計額5,759百万円
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 13,366百万円
危険債権額 17,528百万円
要管理債権額 -
三月以上延滞債権額 -
貸出条件緩和債権額 -
小計額 30,895百万円
正常債権額 676,823百万円
合計額 707,718百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は171百万円であります。

19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1,023百万円(歳入代理店契約等の日本銀行との取引等に対して)
現金 2百万円(水道料金取扱いあるいは交換決済等の担保に対して)
預け金 15,100百万円(為替決済あるいは支払承諾等の担保に対して)
20. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 637百万円
21. 出資1口当たりの純資産額 1,305円21銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
当金庫は、融資審査規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部(融資部)により行われ、また、定期的に経営陣による融資会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部(管理部)がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理に関する規程及び要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、直先総合持高で管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余資資金運用基準に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及び余資運用会議において定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、

当事業年度末現在、上方パラレルシフト(指標金利のうち短期金利と長期金利がともに1.0%上昇)が生じたものと想定した場合の経済価値は2,255百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

上記以外に「有価証券」については、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量と、有価証券評価損益の期中増減及び期中売買損益の合算が自己資本の一定範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和5年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で17,866百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預金積金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	722,129	722,071	▲57
(2) 有価証券	290,783	289,384	▲1,399
満期保有目的の債券	71,100	69,700	▲1,399
その他有価証券(*3)	219,683	219,683	-
(3) 貸出金(*1)	707,033		
貸倒引当金(*2)	△9,217		
	697,816	699,013	1,197
金融資産計	1,710,729	1,710,469	▲259
(1) 預金積金(*1)	1,650,480	1,653,781	3,300
金融負債計	1,650,480	1,653,781	3,300

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利(TIBOR、TIBOR参照のSWAPレート、国債金利)で割り引いた現在価額を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、TIBOR参照のSWAPレート、国債金利)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、TIBOR参照のSWAPレート、国債金利)を用いております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	63
組合出資金(*2)	8,366
合 計	8,430

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	80,100	16,000	4,000	2,000
有価証券	31,635	100,478	53,803	2,000
満期保有目的の債券	12,000	34,100	23,000	2,000
その他有価証券のうち満期があるもの	19,635	66,378	30,803	-
貸出金(*)	114,138	170,945	125,572	278,827
合 計	225,873	287,423	183,375	282,827

(*) 貸出金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	732,409	786,437	3	484
合 計	732,409	786,437	3	484

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	-	-	-
	その他	11,500	11,552	52
	小計	11,500	11,552	52
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	2,000	1,980	△20
	その他	57,600	56,168	△1,431
	小計	59,600	58,148	△1,451
合 計		71,100	69,700	△1,399

その他の有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	7,851	6,705	1,145
	債券	48,754	48,585	168
	国債	6,047	5,994	52
	地方債	23,093	23,000	93
	社債	19,613	19,590	22
	その他	17,396	16,362	1,033
小計	74,001	71,653	2,347	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4,443	4,970	△527
	債券	67,321	67,915	△593
	国債	-	-	-
	地方債	16,395	16,496	△101
	社債	50,926	51,418	△492
	その他	73,916	79,957	△6,040
小計	145,681	152,843	△7,161	
合 計		219,683	224,496	△4,813

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	4,569	865	378
債券	136,728	392	5,680
国債	94,884	321	4,152
地方債	41,345	71	1,525
社債	498	-	1
その他	32,456	1,070	63
合 計	173,753	2,329	6,122

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,023百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,441百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,262百万円
その他有価証券評価差額金	1,343
未払事業税	172
役員退職慰労引当金	170
賞与引当金	162
未収利息償却自己否認	33
減価償却超過額	8
その他	122
繰延税金資産小計	4,276
評価性引当額	△19
繰延税金資産合計	4,257
繰延税金負債	
その他	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	4,255

28. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(単位:百万円)

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益	34,868	33,823
資金運用収益	28,833	29,214
貸出金利息	24,333	24,661
預け金利息	304	347
有価証券利息配当金	4,137	4,149
その他の受入利息	58	55
役務取引等収益	936	1,247
受入為替手数料	172	159
その他の役務収益	764	1,088
その他業務収益	1,291	1,002
国債等債券売却益	1,285	980
国債等債券償還益	4	19
その他の業務収益	1	1
その他経常収益	3,806	2,358
償却債権取立益	292	459
株式等売却益	3,086	990
その他の経常収益	426	908
経常費用	20,733	23,165
資金調達費用	4,747	5,102
預金利息	4,744	5,099
給付補填備金繰入額	1	1
その他の支払利息	1	1
役務取引等費用	77	69
支払為替手数料	42	34
その他の役務費用	35	34
その他業務費用	62	5,702
国債等債券売却損	62	5,641
国債等債券償還損	0	60
経費	8,073	8,493
人件費	4,581	4,838
物件費	3,031	3,100
税金	460	553
その他経常費用	7,772	3,798
貸倒引当金繰入額	4,162	1,063
貸出金償却	2,308	1,746
株式等売却損	980	381
その他の経常費用	321	606
経常利益	14,134	10,657
特別利益	235	205
固定資産処分益	235	205
特別損失	243	37
固定資産処分損	54	37
減損損失	189	-
税引前当期純利益	14,126	10,825
法人税、住民税及び事業税	4,340	2,615
法人税等調整額	△411	321
法人税等合計	3,928	2,937
当期純利益	10,197	7,888
繰越金(当期首残高)	53,200	58,200
土地再評価差額金取崩額	65	-
当期末処分剰余金	63,463	66,088

損益計算書の注記(令和5年3月期)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 98円96銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は1,247,474千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年3月期	令和5年3月期
当期末処分剰余金	63,463	66,088
積立金取崩額	-	-
利益準備金限度超過取崩額	-	-
剰余金処分額	5,263	5,182
利益準備金	27	23
普通出資に対する配当金	235	158
	(年6.0%)	(年4.0%)
特別積立金	5,000	5,000
繰越金(当期末残高)	58,200	60,905

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査

令和5年6月16日開催の第101回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

令和5年3月期における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和5年6月19日

大阪厚生信用金庫

理事長 大出 重光

● 主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
経常収益	27,689	31,077	35,516	34,868	33,823
経常利益	13,277	12,272	13,021	14,134	10,657
当期純利益	9,671	8,763	9,485	10,197	7,888
出資総額	3,945	3,911	3,934	3,962	3,986
出資総口数(千口)	78,902	78,228	78,699	79,257	79,726
純資産額	75,215	73,942	93,315	98,731	104,004
総資産額	1,346,257	1,454,659	1,568,010	1,692,541	1,764,955
預金積金残高	1,260,921	1,369,941	1,463,075	1,582,185	1,650,480
貸出金残高	542,328	605,284	676,230	704,989	707,033
有価証券残高	376,220	367,195	407,717	441,230	299,213
自己資本比率(%)	10.62	10.34	10.79	11.19	12.19
出資に対する配当金	156	154	155	235	158
役員数(人)	15	15	15	15	15
うち常勤役員数(人)	12	12	12	12	12
職員数(人)	537	539	561	578	584
会員数(人)	10,859	10,625	10,447	9,859	9,634

● 業務粗利益

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
資金運用収支	24,086	24,111
資金運用収益	28,833	29,214
資金調達費用	4,747	5,102
役務取引等収支	858	1,178
役務取引等収益	936	1,247
役務取引等費用	77	69
その他の業務収支	1,228	△ 4,699
その他業務収益	1,291	1,002
その他業務費用	62	5,702
業務粗利益	26,173	20,590
業務粗利益率	1.64%	1.21%

(注) 業務粗利益率(%) = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

● 業務純益

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
業務純益	17,827	12,330
実質業務純益	18,218	12,195
コア業務純益	16,991	16,896
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	16,840	16,533

(注) 1. 業務純益=業務収益-業務費用

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高		利 息		利回り	
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
資 金 運 用 勘 定	1,598,265	1,706,454	28,833	29,214	1.80	1.71
うち貸出金	700,552	706,842	24,333	24,661	3.47	3.48
うち預け金	472,574	611,058	304	347	0.06	0.05
うち有価証券	419,703	384,335	4,137	4,149	0.98	1.07
うち買入金銭債権	3,211	1,994	9	6	0.28	0.31
資 金 調 達 勘 定	1,525,183	1,627,165	4,747	5,102	0.31	0.31
うち預金積金	1,524,879	1,626,854	4,746	5,101	0.31	0.31

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年3月期 2,815百万円、令和5年3月期 3,573百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

● 利鞘

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
資 金 運 用 利 回 り	1.80	1.71
資 金 調 達 原 価 率	0.83	0.82
総 資 金 利 鞘	0.97	0.89

● 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和4年3月期			令和5年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息 合 計	2,022	△2,299	△276	1,852	△1,471	380
うち貸出金	1,428	△1	1,426	219	108	327
うち預け金	24	△15	8	78	△35	43
うち有価証券	312	△2,028	△1,715	△381	394	12
うち買入金銭債権	3	0	3	△3	0	△2
支 払 利 息 合 計	318	△361	△43	319	35	355
うち預金積金	318	△361	△43	319	35	354

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により表示しております。

● 利益率

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
総 資 産 経 常 利 益 率	0.86	0.61
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.62	0.45

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

● 預金積金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	132,467	8.7	132,940	8.2
定 期 性 預 金	1,392,411	91.3	1,493,914	91.8
預 金 合 計	1,524,879	100.0	1,626,854	100.0

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金+別段預金+納税準備預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金

● 定期預金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
定 期 預 金	1,450,856	1,514,902
固 定 金 利	1,450,856	1,514,902
変 動 金 利	-	-

● 貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	2,896	0.4	486	0.1
手形貸付	61,924	8.8	66,574	9.4
証書貸付	632,821	90.4	636,898	90.1
当座貸越	2,909	0.4	2,883	0.4
合計	700,552	100.0	706,842	100.0

● 貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
貸出金	704,989	707,033
固定金利	84,452	89,340
変動金利	620,537	617,693

● 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	37,176	5.2	36,746	5.2
有価証券	2,812	0.4	2,812	0.4
不動産	442,716	62.8	446,770	63.2
その他	2,937	0.4	4,061	0.6
小計	485,644	68.8	490,391	69.4
信用保証協会・信用保険	6,702	1.0	6,009	0.8
保証	211,403	30.0	210,008	29.7
信用	1,240	0.2	624	0.1
合計	704,989	100.0	707,033	100.0

● 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	3	1.7	3	1.8
不動産	169	94.5	160	95.8
その他	2	1.4	-	-
小計	175	97.6	163	97.6
信用保証協会・信用保険	4	2.4	4	2.4
合計	179	100.0	167	100.0

● 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	508,280	72.1	506,743	71.7
運転資金	196,709	27.9	200,290	28.3
合計	704,989	100.0	707,033	100.0

● 消費者ローンおよび住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン残高	378	26.1	456	32.7
住宅ローン残高	1,073	73.9	940	67.3
合計	1,451	100.0	1,396	100.0

● 貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	残高	構成比	残高	構成比
製造業	5,000	0.7	5,322	0.8
建設業	45,134	6.4	44,178	6.2
電気、ガス、熱供給、水道業	18,620	2.7	19,136	2.8
情報通信業	2,767	0.4	1,933	0.3
運輸業、郵便業	1,546	0.2	1,293	0.2
卸売業、小売業	25,103	3.6	18,979	2.7
金融業、保険業	54,762	7.8	56,146	7.9
不動産業	379,252	53.8	388,874	55.0
物品賃貸業	489	0.1	171	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	36	0.0	25	0.0
宿泊業	33,884	4.8	30,132	4.3
飲食業	3,131	0.4	3,153	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	84,473	12.0	82,316	11.6
教育、学習支援業	323	0.0	477	0.1
医療、福祉	12,012	1.7	12,707	1.8
その他のサービス	36,665	5.2	40,511	5.7
小計	703,204	99.8	705,361	99.8
地方公共団体	300	0.0	275	0.0
個人	1,485	0.2	1,396	0.2
合計	704,989	100.0	707,033	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 預貸率

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
期末預貸率	44.55	42.83
期中平均預貸率	45.94	43.44

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

● 有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月期		令和5年3月期	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	83,073	19.8	43,281	11.3
地方債	75,136	17.9	72,355	18.8
社債	75,978	18.1	74,729	19.4
株式	17,706	4.2	12,181	3.2
その他の証券	167,808	40.0	181,787	47.3
合計	419,703	100.0	384,335	100.0

● 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和4年3月期		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期限の定め のないもの	合計
国	債	4,024	15,185	2,028	1,000	9,920	57,715	-	89,875
地	債	6,024	13,156	13,614	17,060	32,451	-	-	82,306
社	債	12,422	28,009	20,241	1,318	11,694	-	-	73,687
株	式	-	-	-	-	-	-	14,213	14,213
その他の証券		5,299	23,338	14,899	12,032	8,045	2,000	115,533	181,147
合計		27,771	79,689	50,783	31,411	62,111	59,715	129,747	441,230

令和5年3月期		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期限の定め のないもの	合計
国	債	-	5,048	-	998	-	-	-	6,047
地	債	5,522	6,554	12,512	14,900	-	-	-	39,488
社	債	15,843	27,852	14,460	8,904	5,478	-	-	72,539
株	式	-	-	-	-	-	-	12,358	12,358
その他の証券		11,001	19,247	19,037	23,586	2,893	2,000	91,012	168,779
合計		32,367	58,703	46,009	48,389	8,372	2,000	103,371	299,213

● 預証率

(単位:%)

	令和4年3月期	令和5年3月期
期末預証率	27.88	18.12
期中平均預証率	27.52	23.62

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

● 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月期			令和5年3月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	18,500	18,667	167	11,500	11,552	52
	小 計	18,500	18,667	167	11,500	11,552	52
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	2,000	2,000	-	2,000	1,980	△ 20
	その他	38,600	37,877	△ 722	57,600	56,168	△ 1,431
	小 計	40,600	39,877	△ 722	59,600	58,148	△ 1,451
合 計		59,100	58,545	△ 554	71,100	69,700	△ 1,399

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月期			令和5年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,069	7,546	1,522	7,851	6,705	1,145
	債券	109,874	108,786	1,088	48,754	48,585	168
	国債	36,136	35,475	661	6,047	5,994	52
	地方債	46,359	45,995	364	23,093	23,000	93
	社債	27,378	27,315	63	19,613	19,590	22
	その他	33,776	31,180	2,596	17,396	16,362	1,033
	小 計	152,721	147,513	5,207	74,001	71,653	2,347
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,079	5,801	△721	4,443	4,970	△ 527
	債券	133,994	136,356	△2,361	67,321	67,915	△ 593
	国債	53,738	55,565	△1,827	-	-	-
	地方債	35,947	36,300	△352	16,395	16,496	△ 101
	社債	44,308	44,490	△181	50,926	51,418	△ 492
	その他	71,741	75,347	△3,606	73,916	79,957	△ 6,040
小 計	210,815	217,505	△6,689	145,681	152,843	△ 7,161	
合 計		363,536	365,018	△1,482	219,683	224,496	△ 4,813

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

種 類	令和4年3月期	令和5年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	63	63
組 合 出 資 金	7,914	8,366
私 募 不 動 産 投 資 信 託	10,614	
合 計	18,593	8,430

金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の、取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債（上場企業等）、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品や、観察できないインプットによる影響が一定以下の商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】ユーロ円債等の、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品や、観察できないインプットによる影響が一定超の商品などを分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

令和5年3月期

(単位:百万円)

区 分		時 価			
		レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券 (その他保有)	国債	6,047	-	-	6,047
	地方債	-	39,488	-	39,488
	社債	-	70,539	-	70,539
	政保債	-	3,723	-	3,723
	金融債	-	46,947	-	46,947
	その他社債	-	19,868	-	19,868
	外国証券	-	-	300	300
	投資信託	43,428	36,477	-	79,905
	その他の証券	1,404	-	-	1,404
	株式	12,294	-	-	12,294
有価証券 (満期保有)	社債	-	-	1,980	1,980
	外国証券	-	5,595	62,125	67,720
金融資産計		63,175	152,100	64,405	279,681

※1. 有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は、9,702百万円であります。

※2. デリバティブ取引は該当ございません。

※3. 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 1. 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」（第5-2項）を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

2. 本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年3月期	9,868	9,868	6,648	3,219	100.00%	100.00%	
	令和5年3月期	13,366	13,366	10,653	2,713	100.00%	100.00%	
危険債権	令和4年3月期	24,164	21,820	18,284	3,536	90.30%	60.14%	
	令和5年3月期	17,528	16,459	13,532	2,926	93.90%	73.24%	
要管理債権	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-	
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	-	
	三月以上延滞債権	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	-	
	貸出条件緩和債権	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	-	
小計(A)	令和4年3月期	34,033	31,689	24,933	6,756	93.11%	74.24%	
	令和5年3月期	30,895	29,826	24,185	5,640	96.54%	84.06%	
正常債権(B)	令和4年3月期	671,599						
	令和5年3月期	676,823						
総与信残高(A)+(B)	令和4年3月期	705,632						
	令和5年3月期	707,718						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	313

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」171百万円、「賞与」87百万円、「退職慰労金」54百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(注) 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号及び4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 (注) 2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 (注) 3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年3月期	令和5年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	98,834	106,587
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,962	3,986
うち、利益剰余金の額	95,109	102,761
うち、外部流出予定額(△)	235	158
うち、上記以外に該当するものの額	△1	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,711	3,576
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,711	3,576
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	102,546	110,163
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	75	66
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	66
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	22	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	97	66
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	102,448	110,097
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	870,726	855,867
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	44,674	47,003
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	915,401	902,870
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.19%	12.19%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◎自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

種 類	発行体	コア資本に係る基礎項目の額に参入された額
普通出資	大阪厚生信用金庫	3,986百万円

2. 自己資本の充実度に関する事項

◎自己資本の充実度

令和5年3月期の当金庫の自己資本比率は12.19%で国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っているものと評価しております。

当金庫では、自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえるとともに、経営の健全性を十分確保するため、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させております。

なお、将来の自己資本充実策は、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

■ポートフォリオごとの信用リスク及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年3月期		令和5年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	870,726	34,829	855,867	34,234
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	860,400	34,416	845,378	33,815
(i) ソブリン向け	922	36	859	34
(ii) 金融機関向け	43,451	1,738	45,172	1,806
(iii) 法人等向け	637,529	25,501	641,323	25,652
(iv) 中小企業等・個人向け	1,877	75	1,408	56
(v) 抵当権付住宅ローン	180	7	163	6
(vi) 不動産取得等事業向け	16,113	644	21,808	872
(vii) 三月以上延滞等	2,636	105	2,812	112
(viii) 信用保証協会等による保証付	218	8	207	8
(ix) 出資等	70,044	2,801	52,744	2,109
(x) その他	87,425	3,497	78,877	3,155
証券化エクスポージャー	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,155	406	10,319	412
ルック・スルー方式	10,155	406	10,319	412
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	170	6	169	6
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	44,674	1,786	47,003	1,880
ハ. 総所要自己資本額(イ+ロ)	915,401	36,616	902,870	36,114

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、我が国の中央政府及び中央銀行、外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しております。そして、乱数を用いたモンテカルロシミュレーション手法を活用して、信用リスクの計量化を図っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、総合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会、融資会議に報告するなど経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「償却及び引当金計上規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引				
	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期	令和5年 3月期	令和4年 3月期
製 造 業	16,513	16,529	5,189	5,493	6,205	6,205	-	-	-	82	-
建 設 業	46,931	45,545	45,208	44,270	-	-	-	-	-	43	225
電気・ガス・熱供給・水道業	26,751	33,368	18,625	19,142	7,809	13,917	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	7,865	8,351	2,767	1,933	2,503	4,509	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	4,153	3,900	1,549	1,296	2,003	2,003	-	-	-	41	41
卸 売 業、小 売 業	28,240	21,786	24,641	18,085	3,006	3,006	-	-	-	0	26
金 融 業、保 険 業	269,090	280,385	54,781	56,167	97,484	106,711	-	-	-	-	-
不 動 産 業	423,043	434,868	379,542	389,198	4,503	4,503	-	-	-	2,021	2,793
物 品 賃 貸 業	490	171	490	171	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	37	27	37	27	-	-	-	-	-	0	-
宿 泊 業	33,896	30,145	33,896	30,145	-	-	-	-	-	325	-
飲 食 業	3,145	3,165	3,145	3,165	-	-	-	-	-	2	5
生活関連サービス業、娯楽業	85,821	82,745	84,532	82,367	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	324	477	324	477	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	12,020	12,715	12,020	12,715	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	36,743	40,627	36,743	40,627	-	-	-	-	-	319	267
国・地方公共団体等	580,996	660,477	300	275	183,552	49,225	-	-	-	-	-
個 人	1,317	1,214	1,317	1,214	-	-	-	-	-	16	21
そ の 他	128,850	101,069	6,540	5,558	18,586	16,687	3,631	2,335	-	-	-
業 種 別 合 計	1,706,231	1,777,572	711,655	712,336	325,655	206,770	3,631	2,335	2,853	3,381	
1 年 以 下	130,630	189,788	75,764	77,195	27,923	31,817	-	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	199,498	129,390	52,090	58,928	77,407	57,461	-	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	83,109	85,849	34,319	39,840	48,789	43,008	-	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	50,176	63,544	20,857	17,447	29,318	46,096	-	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	102,565	49,746	37,943	38,048	60,621	7,698	-	-	-	-	-
1 0 年 超	547,390	479,942	484,382	475,942	61,008	2,000	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	592,860	779,311	6,296	4,933	20,586	18,687	3,631	2,335	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	1,706,231	1,777,572	711,655	712,336	325,655	206,770	3,631	2,335	2,853	3,381	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、個々の資産の全部又は一部について業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年3月期	3,320	3,711	-	3,320	3,711
	令和5年3月期	3,711	3,576	-	3,711	3,576
個別貸倒引当金	令和4年3月期	6,939	6,756	3,954	2,984	6,756
	令和5年3月期	6,756	5,640	2,314	4,441	5,640
合 計	令和4年3月期	10,259	10,467	3,954	6,305	10,467
	令和5年3月期	10,467	9,217	2,314	8,153	9,217

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
					目的使用		その他					
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
製 造 業	46	26	26	78	-	-	46	26	26	78	-	1
建 設 業	1,134	1,461	1,461	738	88	1,021	1,045	439	1,461	738	83	1,038
情 報 通 信 業	-	537	537	505	-	-	-	537	537	505	-	-
運 輸 業、郵 便 業	23	6	6	-	-	-	23	6	6	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	81	127	127	139	-	-	81	127	127	139	32	-
不 動 産 業	3,327	3,639	3,639	2,223	1,932	1,288	1,395	2,350	3,639	2,223	1,530	696
宿 泊 業	421	708	708	1,065	114	3	306	704	708	1,065	30	-
生活関連サービス業、娯楽業	1,474	88	88	147	1,418	-	56	88	88	147	587	-
教育、学習支援業	12	22	22	23	-	-	12	22	22	23	-	-
医 療、福 祉	8	4	4	269	-	-	8	4	4	269	-	-
その他のサービス	403	133	133	449	399	-	3	133	133	449	44	9
個 人	4	0	0	0	0	-	3	0	0	0	-	-
合 計	6,939	6,756	6,756	5,640	3,954	2,314	2,984	4,441	6,756	5,640	2,308	1,746

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年3月期		令和5年3月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	642,749	-	718,347
10%	-	6,418	-	4,126
20%	38,775	178,645	47,488	178,965
35%	-	519	-	470
50%	14,103	10,734	16,086	16,400
75%	7,013	2,470	7,013	1,858
100%	22	807,211	11	787,223
150%	1,002	966	1,002	519
250%	-	0	-	-
合 計	1,710,633		1,779,514	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

	適格金融資産担保		保証	
	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	37,218	36,769	6,353	5,707

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱要領」及び「資産の自己査定基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、公的信用保証機関である信用保証協会や地方公共団体が設立した大阪産業振興機構等、高い信用度を持つしんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)
該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		出資等エクスポージャーのうち時価のあるもの					時価のないもの
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち評価益	うち評価損	貸借対照表計上額
上場株式	令和4年3月期	13,348	14,149	801	1,522	721	-
	令和5年3月期	11,676	12,294	618	1,145	527	-
非上場株式	令和4年3月期	-	-	-	-	-	63
	令和5年3月期	-	-	-	-	-	63
その他	令和4年3月期	85,341	85,009	△331	2,255	2,587	20,753
	令和5年3月期	67,630	64,561	△3,069	1,010	4,079	20,292
合計	令和4年3月期	98,689	99,159	469	3,778	3,309	20,817
	令和5年3月期	79,306	76,856	△2,450	2,156	4,606	20,356

(注) 「その他」の内訳は、株式投資信託、ETF、REIT、優先出資、その他の証券(投資事業組合への出資金)などが含まれています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			償却額
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	令和4年3月期	28,110	4,111	980	-
	令和5年3月期	36,653	1,860	442	-

出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針及び手続きの概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式等(信金中金優先出資証券を含む)、非上場株式等(その他資産に計上している信金中金出資金を含む)、その他投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VAR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、余資運用会議に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用を心がけております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式等及びその他投資事業組合への出資に関しては、余資運用会議において個別に検討し、理事会の承認により行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等の保有目的区分基準」「有価証券等の保有目的区分要領」、「金融商品会計導入に伴う時価算定に関する規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年3月期	令和5年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	7,914	8,366
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、風評リスク及びその他のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク)とし、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、総合リスク管理委員会や各種委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

9. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和4年3月期
1	上方パラレルシフト	2,255	16,744	3,098	2,778
2	下方パラレルシフト	1,837	△13,468	△3,098	△2,778
3	スティープ化	6,737	17,825		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,737	17,825	3,098	2,778
		ホ		へ	
		令和5年3月期		令和4年3月期	
8	自己資本の額	110,097		102,448	

(注) ΔEVEは金利ショックに対する現在価値の減少額（現在価値が減少する場合を正で表示）。

ΔNIIは金利ショックに対する算出基準日（令和5年3月末）から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額（減少する場合を正で表示）。

リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスク(BPV)を月次ベースで計測し、また金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM委員会で協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

尚、投資信託以外の金利リスクはすべて通貨JPYであり、ヘッジ等金利リスクの削減手法は取っていません。

○金利リスクの算定方法の概要

〈コア預金〉

流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

…流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算出方法：①過去5年間最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小額

コア預金の満期：2.5年一括

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年

流動性預金に割り当てられた最長金利改定満期：2.5年

〈固定金利貸出の期限前返済及び定期預金の早期解約に関する前提〉

金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

〈複数の通貨の集計方法及びその前提〉

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。

なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

〈スプレッドに関する前提〉

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

〈内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提〉

該当事項はありません。

〈前事業年度末の開示からの変更に関する説明〉

変更事項はありません。

〈計測値の解釈や重要性に関するその他の説明〉

当金庫の重要性テストの結果は6.12%となっています。



店番	店舗名	住 所	電話番号	店番	店舗名	住 所	電話番号
001	本店営業部	大阪市中央区島之内1丁目20番19号	06-4708-7521	017	上新庄支店	大阪市東淀川区小松1丁目7番14号	06-6324-4860
002	大 淀 支 店	大阪市福島区鷺洲2丁目12番10号	06-6455-9930	018	南森町支店	大阪市北区天神橋3丁目1番41号	06-6881-6705
003	針中野支店	大阪市東住吉区湯里2丁目1番9号	06-6703-2071	019	生 野 支 店	大阪市生野区中川1丁目6番17号	06-6758-3271
004	守 口 支 店	守口市春日町1番15号	06-6992-5651	020	西 区 支 店	大阪市西区阿波座1丁目15番1号	06-6539-0125
005	天下茶屋支店	大阪市西成区千本南1丁目3番14号	06-6659-3071	021	関 目 支 店	大阪市城東区関目5丁目4番3号	06-6939-1721
006	深 江 支 店	大阪市東成区深江北1丁目2番2号	06-6976-4881	022	梅 田 支 店	大阪市北区梅田1丁目3番1号100号室 (大阪駅前第1ビル1階)	06-6342-0350
007	寝屋川支店	寝屋川市池田西町9番7号	072-829-7641	023	阿倍野支店	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目 5番1号あべのルシアス102号	06-6632-7520
008	平 野 支 店	大阪市平野区瓜破西1丁目8番94号	06-6705-1681	024	江 坂 支 店	吹田市豊津町12番1号	06-6821-0061
009	藤井寺支店	藤井寺市小山1丁目1番12号	072-938-3311	025	堺 支 店	堺市堺区甲斐町東1丁目1番12号	072-221-6501
010	四条畷支店	四條畷市雁屋南町14番24号	072-879-0331	026	我孫子支店	大阪市住吉区我孫子東1丁目11番5号	06-6607-8701
012	港 支 店	大阪市港区弁天3丁目14番16号	06-6573-1121	027	十 三 支 店	大阪市淀川区新北野1丁目9番23号	06-6305-8100
013	門 真 支 店	門真市殿島町2番1号	06-6908-0071	028	八 尾 支 店	八尾市本町2丁目1番9号	072-923-1515
014	花 田 支 店	堺市北区北花田町3丁目17番地23	072-255-3891	029	上本町支店	大阪市天王寺区上本町6丁目3番31号 (うえほんまちハイハイタウン1階)	06-6779-1215
015	西田辺支店	大阪市住吉区万代東1丁目1番43号	06-6609-7791	030	阪急茨木支店	茨木市竹橋町1番28号	072-624-5331
016	鶴 見 支 店	大阪市鶴見区浜4丁目19番3号	06-6915-0221	031	豊 中 支 店	豊中市中桜塚3丁目2番33号	06-4866-5410

● 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

1. 当金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	頁
(1) 事業の組織	44
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	44
(3) 事務所の名称及び所在地	65
2. 当金庫の主要な事業の内容	36
3. 当金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5~8
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	50
① 経常収益	⑦ 預金積金残高
② 経常利益	⑧ 貸出金残高
③ 当期純利益	⑨ 有価証券残高
④ 出資総額及び出資総口数	⑩ 自己資本比率
⑤ 純資産額	⑪ 出資に対する配当金
⑥ 総資産額	⑫ 職員数
(3) 直近の2事業年度における事業の概況	
① 主要な業務の状況を示す指標	50・51
② 預金に関する指標	51
③ 貸出金等に関する指標	52・53
④ 有価証券に関する指標	53~56
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	39
(2) 法令遵守の体制	29
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9~10、13~15
(4) 金融ADR制度への対応	30
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	45~49
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	57
破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・三月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権・正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	58~64
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
有価証券	55
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	61
(6) 貸出金償却の額	61
(7) 会計監査人の監査を受けている旨	49
6. 報酬等に関する事項	57・58



きらめきファミリー ときめきフレンズ

大阪厚生信用金庫

〒542-0082 大阪市中央区島之内1丁目20番19号

TEL 06-4708-6251 (代表)

ホームページ <https://www.co-sei.co.jp>

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
by MORISAWA 基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。



この冊子は環境に
やさしい植物油インキ
を使用しています。